

平成 2 9 年 6 月 1 6 日

食品安全委員会委員長 佐藤 洋 殿

企画等専門調査会座長 川西 徹

企画等専門調査会における審議結果について

下記の事項について、当専門調査会において審議を行った結果は別添のとおりですので報告します。

記

平成 2 8 年度食品安全委員会運営状況報告書について

# 平成28年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

平成29年6月8日

目次

I 総論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II 平成28年度における委員会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

1 委員会の運営全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（1）委員会会合の開催

（2）企画等専門調査会の開催

（3）食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

（4）委員会と専門調査会の連携の確保

（5）リスク管理機関との連携の確保

（6）事務局体制の整備

2 食品健康影響評価の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

（1）リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

（2）評価ガイドライン等の策定

（3）「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視・・・・・・・・ 7

（1）食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

（2）食品安全モニターからの報告

4 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進・・・・・・・・ 8

（1）食品健康影響評価技術研究の推進

（2）食品の安全性の確保に関する調査の推進

5 リスクコミュニケーションの促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

（1）リスクコミュニケーションのあり方に関する検討

（2）食品健康影響評価など食品の安全性に関する情報の発信

（3）「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

（4）関係機関・団体との連携体制の構築

6 緊急の事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

（1）緊急事態への対処

（2）緊急事態への対処体制の整備

（3）緊急時対応訓練の実施

7 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用・・・・・・・・ 13

8 国際協調の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

（1）国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

（2）海外研究者の招へい

（3）海外の食品安全機関等との連携強化

（4）海外への情報発信

III 平成28年度における委員会の運営状況の総括・・・・・・・・ 16

（参考資料）

参考1 食品健康影響評価の審議状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

参考2 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況・・・・・・・・ 2

参考3 平成28年度自ら評価案件の選定に係る経緯・・・・・・・・ 12

参考4 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況・・・・・・・・ 13

参考5 情報発信、意見交換会等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

参考6 外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席・・・・・・・・ 30

参考7 海外研究者等の招へいによる国際シンポジウムの開催・・・・・・・・ 32

参考8 海外の食品安全機関等との連携強化・・・・・・・・・・・・ 34

平成28年度食品安全委員会運営計画  
(平成28年3月29日食品安全委員会決定)

I 総論

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、平成28年度食品安全委員会運営計画（平成28年3月29日食品安全委員会決定）に基づき、重点事項を中心として、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第1項に規定する所掌事務の円滑かつ着実な実施に取り組んだ。

特に、より迅速かつ信頼性の高いリスク評価のための新しい評価方法として、*in silico*評価方法等の導入・活用等に係る企画・立案を進めるため、委員会の直下に「評価技術企画ワーキンググループ」を設置し、調査審議を開始した。また、個々の評価としては、加熱時に生じるアクリルアミド、牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（健康と畜牛のBSE検査の廃止）、家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌等の評価を始めとして、添加物、農薬、動物用医薬品等の食品健康影響評価について、リスク管理機関から261件の評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて270件の評価結果を通知するなど、着実に実施した。

また、リスクコミュニケーションについては、平成27年度に企画等専門調査会において取りまとめた「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）に基づき、学校教育関係者を重点対象とした意見交換会の実施、委員会英文電子ジャーナルの発行、Facebookの活用等、国内外に向けて情報発信の取組を行った。

さらに、研究・調査事業については、研究・調査企画会議の下に設置した、事前・中間評価部会、事後評価部会及びプログラム評価部会において外部有識者主体の審議を行った。

あわせて、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）と新たに協力覚書を締結するなど、海外のリスク評価機関等との連携を強化した。

第1 平成28年度における委員会の運営の重点事項

(1) 事業運営方針

食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。

(2) 重点事項

① 食品健康影響評価の着実な実施

効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討の開始及び活用、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。

② リスクコミュニケーションの戦略的な実施

食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）を踏まえ、科学的知見の体系的な提供、対象者・状況に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

③ 研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案

食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業を活用し、新たな評価方法の検討を行う。研究・調査事業については、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、成果を積極的にリスク評価に活用する。

④ 海外への情報発信及び関係機関との連携強化

委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資

## Ⅱ 平成28年度における委員会の取組

### 1 委員会の運営全般

#### (1) 委員会会合の開催

平成28年度は、44回の委員会会合を、原則として毎週火曜日14時から公開で開催した。なお、臨時会合の開催はなかった。

#### (2) 企画等専門調査会の開催

平成28年6月2日の第18回会合では、平成27年度食品安全委員会運営状況報告書について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。また、平成28年度の「自ら評価」案件選定の進め方について審議を行った。その他、平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について事務局から報告が行われた。

12月9日の第19回会合では、平成28年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告及び平成28年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行った。

平成29年2月6日の第20回会合では、平成28年度の「自ら評価」案件候補の選定について審議を行い、以下のとおり食品安全委員会に報告することとなった。

①「カフェイン」：積極的に情報収集、情報提供を行う。

②「カンピロバクター」：リスク管理機関と引き続き連携し、関連情報の収集を行う。

また、平成29年度食品安全委員会運営計画について審議を行い、一部修正の上、これを了承した。さらに、平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について事務局から報告が行われた。あわせて、平成29年度緊急時対応訓練計画案について審議を行い、これを了承した。

#### (3) 食品健康影響評価に関する専門調査会等の開催

平成28年度は、添加物専門調査会（7回）、農薬専門調査会（42回）、動物用医薬品専門調査会（11回）、器具・容器包装専門調査会（1回）、汚染物質等専門調査会（1回）、微生物・ウイルス専門調査会（3回）、プリオン専門調査会（4回）、かび毒・自然毒等専門調査会（9回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（11回）、新開発食品専門調査会（4回）、肥料・飼料等専門調査会（9回）をそれぞれ開催した。

（注 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。）

するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、平成27年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。

#### ⑤ 緊急時対応の強化

関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。

### 第2 委員会の運営全般

#### (1) 委員会会合の開催

原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

#### (2) 企画等専門調査会の開催

平成28年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

#### (3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。

既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、

① 原則として、委員会の下に専門調査会と同等の位置づけとする

また、委員会の下に設置された「栄養成分関連添加物ワーキンググループ」（7回）、「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」（5回）、「清涼飲料水等に関するワーキンググループ」（3回）、「評価技術企画ワーキンググループ」（3回）をそれぞれ開催した。

平成28年度、委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」（平成21年10月8日食品安全委員会決定）に基づき、11件について、専門調査会の調査審議を行うことなく、食品健康影響評価を行った。

栄養成分関連添加物WGにおいて、平成28年5月（書面）及び6月に、生殖発生毒性に関する知見を有する添加物専門調査会の専門委員が1名参加して「炭酸カルシウム」の調査審議を、また、平成28年11月～平成29年2月に、生殖発生毒性に関する知見を有する添加物専門調査会の専門委員が1名参加（書面の回を含む）して「栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針」の調査審議を行った。

添加物専門調査会において、平成28年9月～平成29年1月に、アレルギー等に関する知見を有する汚染物質等専門調査会の専門委員が1名参加して、また、平成28年10月～平成29年1月に微生物又はアレルギーに関する知見を有する遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員が各2名（計4名）参加（書面の回を含む）して、「加工助剤に関する食品健康影響評価指針」の調査審議を行った。

動物用医薬品専門調査会において、平成28年10月に遺伝子組換えに関する知見を有する遺伝子組換え食品等専門調査会の専門委員が1名参加して、「動物用医薬品（豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン（フォステラPRRS））」の調査審議を行った（非公開）。

新開発食品専門調査会において、平成28年8月及び10月に、動物用医薬品専門調査会の専門委員1名及び栄養関連成分添加物ワーキンググループの専門委員3名が参加して、疾病リスク低減表示特定保健用食品の葉酸に係る安全性評価に関する調査審議を行った。

#### （4）委員会と専門調査会の連携の確保

専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則として委員会委員が全ての専門調査会へ出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。

#### （5）リスク管理機関との連携の確保

関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するため、「食品の安全性の確保に関する施策の実施に係る関係府省間の連携・政策調整の強化について」（平成24年8月31日関係府省申合せ）に基づき、平成29年1月31日に開催された食品安全行政に関する関係府省連絡会議や、同会議幹事会（原則毎週金曜日に開催）等を通じて、リスク管理機関との連携を確保した。

#### （6）事務局体制の整備

食物アレルギー等の新たな課題に対応し、より迅速かつ信頼性の高い食品健康影響評価を推進するため、新しい評価方法の企画・立案機能を強化するための体制整備等を内容とする予算、機構・定員要求を行い、平成29年度にアレルギー係を新設するなど、体制を強化した。

ワーキンググループを設置

- ② 専門調査会の下に部会を設置
- ③ 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議
- ④ 関係する専門調査会を合同で開催

#### （4）委員会と専門調査会の連携の確保

案件に応じ、委員会と専門調査会の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。

#### （5）リスク管理機関との連携の確保

食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。

#### （6）事務局体制の整備

評価体制等の充実を図るため、必要な予算及び機構・定員を確保する。

## 2 食品健康影響評価の実施

### (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料の精査・検討はもとより、国民からの意見・情報の募集等を十分に行い、科学的知見に基づく客観的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施した。

企業申請品目については、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」（平成21年7月16日食品安全委員会決定）において、標準処理期間（要請事項の説明を受けた日から、リスク管理機関に資料を要求している期間を除き、結果を通知するまでの期間）を1年と設定しているが、平成28年度においては、リスク管理機関から79件の評価要請を受け、前年度までに要請のあったものを含めて、78件の評価結果をリスク管理機関に通知した。このうち2件については、毒性等に関する判断を行うに当たり、複数回にわたる専門調査会での審議が必要であったこと等により、標準処理期間を超過した。

平成28年度は、添加物、農薬、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、特定保健用食品等を始めとする261件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、270件について評価結果を通知した。以下は、その概要である。

なお、平成28年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については参考1のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については参考2のとおりである。

#### ① 添加物（栄養成分関連添加物を含む。）

厚生労働省から97件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省に94件の評価結果を通知した。

#### ② 農薬

厚生労働省から81件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計94件の評価結果を通知した。

#### ③ 動物用医薬品

厚生労働省又は農林水産省から計30件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計24件の評価結果を通知した。

#### ④ 器具・容器包装

リスク管理機関から新たな食品健康影響評価の要請はなかったが、前年度までに要請のあった2件について厚生労働省に評価結果を通知した。

## 第3 食品健康影響評価の実施

### 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施

#### (1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について

評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。

#### (2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について

「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について（平成21年7月16日委員会決定）」に基づき、標準処理期間（追加資料の提出に要する期間を除き1年間）内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。

#### (3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について

「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」（平成18年6月29日委員会決定）に基づき、計画的な調査審議を行う。

⑥ 微生物・ウイルス

リスク管理機関からの食品健康影響評価の要請はなかったが、食品の安全性の確保のため講ずべき施策を検討するため、食品安全確保総合調査「カンピロバクター属菌及びノロウイルスのリスク評価の検討に関する調査」及び食品健康影響評価研究「低水分含有量食品中における食中毒細菌（サルモネラ、腸管出血性大腸菌）の菌数変動及び生存確率予測モデルの開発」を行い、その調査結果等について審議を行った。

⑦ プリオン

厚生労働省又は農林水産省から計3件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計3件の評価結果を通知した。

⑧ かび毒・自然毒等

厚生労働省から1件について食品健康影響評価の要請があり、厚生労働省に評価結果を通知した。また、自ら評価案件であるフモニシンについて調査審議を行った。

⑨ 遺伝子組換え食品等

厚生労働省又は農林水産省から計22件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計17件の評価結果を通知した。

⑩ 新開発食品

消費者庁から1件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、消費者庁に3件の評価結果を通知した。

⑪ 肥料・飼料等

厚生労働省又は農林水産省から計25件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、厚生労働省又は農林水産省に計27件の評価結果を通知した。

⑫ 薬剤耐性菌

農林水産省から1件について食品健康影響評価の要請があり、前年度までに要請のあったものを含めて、農林水産省に4件の評価結果を通知した（一部再掲を含む。）。「薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに係る食品安全委員会行動計画2016-2020」を策定した。

⑬ 清涼飲料水

リスク管理機関からの食品健康影響評価の要請はなかったが、前年度までに要請のあった清涼飲料水等に含まれる亜鉛、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の食品健康影響評価について評価書案を取りまとめ、平成29年3月1日から3月30日まで意見・情報の募集を行った（平成29年4月25日の第647回委員会会合で決定の上、厚生労働省に通知済み。）。

## (2) 評価ガイドライン等の策定

評価技術企画ワーキンググループにおいて、(定量的)構造相関((Q)SAR)等の食品健康影響評価への活用に向けた課題等について審議した。

平成28年5月17日の第606回委員会会合において、香料に関する食品健康影響評価指針を取りまとめた。また、我が国における加工助剤及び栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価のための指針の策定に向け、添加物専門調査会及び栄養成分関連添加物ワーキンググループにおいて審議を行い、新たな指針(添加物(酵素)に関する食品健康影響評価指針、加工助剤(殺菌料及び抽出溶媒)の食品健康影響評価の考え方及び栄養成分関連添加物に関する食品健康影響評価指針)案を取りまとめて、平成29年3月7日から4月6日まで意見・情報の募集を行った。

平成28年10月31日の第141回農薬専門調査会幹事会において、「農薬の食品健康影響評価における肝肥大の取扱いについて」が決定され、この時期以降に調査審議される農薬については、必要に応じて肝肥大が毒性影響であるか適応性変化であるかについて取扱いに基づき調査審議を行った。

## (3) 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

### ① 「自ら評価」案件の選定

委員会が整理した情報に基づく案件候補のほか、公募の結果寄せられた国民の意見等を踏まえ、企画等専門調査会において審議を行い、更に平成29年2月14日の第638回委員会会合で審議した。その結果、「自ら評価」案件候補として選定されたものはなかったが、「カフェイン」については積極的に情報収集、情報提供を行うこととされ、「カンピロバクター」についてはリスク管理機関と引き続き連携し、関連情報の収集を行うこととされた。(参考3)

### ② 「自ら評価」の実施

#### ・食品(器具・容器包装を含む。)中の鉛の食品健康影響評価

平成19年度に「自ら評価」案件として決定した「食品(器具・容器包装を含む)中の鉛の食品健康影響評価」については、平成27年度の調査事業で収集した知見・情報を基に現在、事務局において調査審議に向けた準備を行っているところ。

#### ・「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する食品健康影響評価

平成22年度に「自ら評価」案件として決定した「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」については、平成27年度に「加熱時に生じるアクリルアミドワーキンググループ」において評価書案を取りまとめて、意見・情報の募集を行い、平成28年4月5日の第601回委員会会合で評価書を決定し、厚生労働省、農林水産省、消費者庁及び環境省に通知した。

## 2 評価ガイドライン等の策定

食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定を進める。平成28年度においては、ワーキンググループを立ち上げ、専門家による審議及び海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、定量的構造活性相関(QSAR)及びベンチマークドーズ法を用いた評価並びに遺伝毒性発がん物質の評価に関するガイドライン作成のための検討を開始する。

## 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

### (1) 「自ら評価」案件の選定

平成28年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。

### (2) 「自ら評価」の実施

平成27年度までに選定された「自ら評価」案件であって、次に掲げるものについては、それぞれ以下のとおり実施する。

#### ① 「食品(器具・容器包装を含む)中の鉛の食品健康影響評価」(平成19年度決定)

調査事業等で収集された科学的知見を精査した上で、調査審議を行う。

・フモニシンに関する食品健康影響評価

平成26年度に「自ら評価」案件として決定した「フモニシンに関する食品健康影響評価」については、かび毒・自然毒等専門調査会を6回開催し、調査審議を行った。

・「アレルギー物質を含む食品」に対する取組

平成27年度に「自ら評価」案件として決定した「アレルギー物質を含む食品」については、平成28年度の調査事業「アレルギー物質を含む食品のリスク評価方法に関する調査」を実施し、国内外におけるアレルギーを含む食品の表示についてのリスク評価に関する科学的知見を収集・整理・分析するとともに、検討会を設置し、我が国がリスク評価方法を開発する際の課題等について審議を行った。

③ 「自ら評価」の結果の情報発信

i 「自ら評価」の評価結果について

平成28年4月5日に評価を終了した「加熱時に生じるアクリルアミド」については、ホームページ、Facebook及び季刊誌（平成28年7月発行）を通じて情報発信に努めた。

ii 「自ら評価」案件として選定されなかったものについて

平成27年度の「自ら評価」案件とはされなかったもののうち「積極的に情報収集、情報提供を行う」とされた人工甘味料及びクルクミンについては、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文等を通じて情報収集を進め、ジャーサラダについては、Facebookを通じ、各家庭での衛生管理等について広く情報提供を行った。

3 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

(1) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

第21回調査を実施し、その結果を取りまとめ中。

② 「フモニシンに関する食品健康影響評価」（平成26年度決定）

調査事業で収集・整理された科学的知見を踏まえ、かび毒・自然毒等専門調査会で、調査審議を行う。

③ 「アレルギー物質を含む食品」（平成27年度決定）

研究・調査事業等で国内外の科学的知見を収集・整理し、評価方法も含めた総合的な検討を開始する。

(3) 「自ら評価」の結果の情報発信

平成28年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。

また、平成27年度の委員会における自ら評価案件選定に係る審議において今後の方針が決定された案件について、本方針に基づき取組を進める。それ以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。

さらに、リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果への対応状況について実施状況調査等を通じきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対応を行う。

第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成28年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。

特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めなど適切な対応を行う。

また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。

(2) 食品安全モニターからの報告

- ・ 随時報告について、委員会会合においてその概要を報告した。  
(平成27年4月～9月、平成27年10月～平成28年3月、平成28年4月～9月)
- ・ 食品安全モニターに対して平成28年3月に実施した「食品の安全性に関する意識等について」の調査の概要を委員会会合に報告した。また、平成29年3月に「食品の安全性に関する意識等について」を課題として調査を実施し、公表した。

4 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

(1) 食品健康影響評価技術研究の推進

①食品健康影響評価技術研究課題の選定

平成28年8月4日の事前・中間評価部会において、平成29年度に食品安全委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に取りまとめ、9月13日の第622回委員会会合において決定した(参考4-4)優先実施課題に基づき、29日に研究課題の公募を開始した。

公募の際には、プレスリリースを行い、大学や研究機関等の関係機関に対し幅広く公募内容を周知した。

平成29年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、平成29年2月の事前・中間評価部会における審議を経て、28日の第640回委員会会合において決定した(参考4-5)。

②平成27年度に終了した研究課題の事後評価の実施

平成27年度に終了した7課題について、平成28年7月の事後評価部会において事後評価を実施し、9月13日の第622回委員会会合において評価結果を報告した。評価結果については、各研究課題の主任研究者へ通知するとともに、委員会ホームページで公表した。(参考4-3)

研究成果報告書について、委員会ホームページで公表した。10月6日に平成27年度に終了した7課題のうち3課題について、「平成28年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を公開で開催した。その他の4課題のうち2課題については、専門調査会等の開催時に研究成果の報告を行った。

研究成果について、委員会英文電子ジャーナルへの投稿を促した結果、2課題が掲載された。

③平成28年度研究課題の中間評価の実施

平成28年度採択課題(7課題)(参考4-2)の各主任研究者から提出された平成28年10月末現在の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめた。平成29年度に継続実施予定の課題(7課題)について、平成29年1月及び2月の事前・中間評価部会において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめ

2 食品安全モニターからの報告

食品安全モニター470名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。

また、食品安全に関する意識等を把握するために、平成29年1月を目途に調査を実施する。

第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進

1 食品健康影響評価技術研究の推進

(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定

平成29年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」(平成26年12月16日全部改正)を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。

(2) 平成27年度に終了した研究課題の事後評価の実施

平成27年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価の実施、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。

(3) 平成28年度に実施する研究課題の中間評価の実施

平成28年度に実施する研究課題については、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。

た後、2月28日の第640回委員会会合において、研究継続を決定した（参考4-6）。

#### ④ 実地指導

平成28年10月14日から25日までの間、新規採択課題（5課題）及び継続課題（5課題）の計10課題の受託機関の経理事務担当者に対し、研究費の適正な執行を確保するため、実地指導を行った。その結果、改善を要する事項が認められた受託者に対して、文書により改善を要請した。

#### ⑤ 関係府省との連携

「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成29年度）」を取りまとめるに当たり、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の構成員と情報交換するとともに、優先実施課題の決定及び平成29年度の研究課題の公募開始について、情報提供を行った。また、平成29年度の研究予算及び新規採択予定課題等について、厚生労働省及び農林水産省と情報共有を図った。

### （2）食品の安全性の確保に関する調査の推進

#### ① 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成28年8月の事前・中間評価部会において、平成29年度に委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に示した優先実施課題を取りまとめ、9月13日の第622回委員会会合において平成29年度に実施すべき調査課題を決定した。

平成29年2月の事前・中間評価部会での審議を経て、2月28日の第640回委員会会合において4課題を選定し（参考4-7）、調査の実施に向けて、入札公告等の手続を行った。

#### ② 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した平成28年度調査の対象課題（7課題）について、実施計画を委員会ホームページに公開し、その内容を随時更新した。なお、7課題全て総合評価方式による一般競争入札を行い、調査請負先を決定した（参考4-7）。調査終了後、調査報告書を食品安全総合情報システム（委員会ホームページ）において公開した。

#### （4） 実地指導

研究の進捗状況を確認するとともに研究費の適正な執行を確保するため、主として新規採択課題の主任研究者及び経理事務担当者に対し、平成28年10月に実地指導を行う。

#### （5） 関係府省との連携

競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。

### 2 食品の安全性の確保に関する調査の推進

#### （1） 食品安全確保総合調査対象課題の選定

平成29年度における食品安全確保総合調査対象課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。

#### （2） 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開

選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でない判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。

## 5 リスクコミュニケーションの促進

### 1 様々な手段を通じた情報の発信

#### (1) ホームページ

BSEに関する情報(健康と畜牛のBSE検査の廃止に係る評価結果)を始めとした食品健康影響評価等について、ホームページで情報提供を行った。

#### (2) Facebook

健康に被害が生じるおそれがある危害に関する情報やリスクコミュニケーションに関する情報等について、Facebookで情報の発信を行った。また、機動的な情報発信のため、平成28年10月より、新たな情報発信体制を構築した。

#### (3) メールマガジン

メールマガジン(ウィークリー版及び読物版)による情報提供を実施した。また、複数の地域で発生したカンピロバクター、0157関連の食中毒発生を受けて、読物版臨時号を配信した。

#### (4) ブログ

メールマガジン「読物版」の内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報(Facebook投稿記事の転載)等の情報発信をした。

#### (6) 季刊誌『食品安全』

季刊誌『食品安全』について、予定どおり定期発行を行った(主な配布先:地方公共団体及び図書館)。

#### (5) 意見交換会

- ・ 食品添加物等の関心の高いハザードをテーマに、栄養教諭や家庭科教諭等の学校教育関係者等を対象として意見交換会を開催した(9回)。
- ・ 東京都内の小・中学校の栄養教諭等を対象とした食品安全に関する研修会を開催した。
- ・ 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しに係る評価案に係る意見交換会を開催した(全国4か

## 第6 リスクコミュニケーションの促進

「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」(平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ)において掲げられた課題への対応に重点を置き、以下等の手段により、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。

### 1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。

#### (1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。

#### (2) Facebook

委員会の活動や食品を通じて健康に被害を及ぼすおそれのある情報、国民の関心が高い食品安全に関する情報についての補足説明等について、機動的な情報提供を行う。

#### (3) メールマガジン

委員会や調査会、意見交換会の開催状況等食品安全委員会の活動状況や、実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供を行う。

#### (4) ブログ

メールマガジン【読物版】で配信した内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害等に関する情報提供を行う。

#### (5) 季刊誌「食品安全」

国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年4回発行し、地方公共団体、図書館等に配布し、広く国民に情報提供を行う。

#### (6) 意見交換会

食品安全委員会が行った食品健康影響評価や、リスク分析に基づく食品の安全性の基本的な考え方等について、次世代を担う若い世代に対する波及効果等の観点から、学校教育関係者を重点対象とし、意見交換会を実施する。また、意見交換会で得られた意

所)。

- ・ 消費者庁等の関係省庁と連携し、食品中の放射性物質に係る意見交換会(9回)、牛海綿状脳症(BSE)対策の見直しに関する意見交換会(2回)、食品の安全を守る取組に関する意見交換会(2回)を開催した。

#### (7) 食品安全モニターに対する情報提供等

- ①催し物やリスクコミュニケーション開催の情報提供、②季刊誌の送付など、幅広い情報提供を行った。

### 2 「食の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

#### (1) 「食品を科学するーリスクアナリシス講座ー」の実施

食品安全委員会委員によるリスクアナリシス講座(地方開催)を開催した(8か所)。また、リスクアナリシス講座を刷新し、平成29年3月に「加熱時に生じるアクリルアミド」をテーマに「精講:食品健康影響評価」を開催した。

#### (2) 食品安全に関する取組の普及啓発

- ・ 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を行った(41回)。
- ・ 「子ども霞が関見学デー」(平成28年7月27日)の参加プログラムとして、「ジュニア食品安全委員会」を開催した。
- ・ 第11回食育推進全国大会(福島県郡山市)において、リスク分析の考え方や委員会の役割に関する情報提供を行った。
- ・ 食品安全モニターに対し、「食品安全モニター会議」を開催(平成28年5~6月、9か所)し、モニターの地域への情報提供に係る研修を行った。
- ・ 食品安全委員会国際専門家招へいプログラム「国際セミナー~牛海綿状脳症(BSE)と食の安全に関する科学~」(平成28年5月11日)を開催した。
- ・ 「いわゆる健康食品について(簡易冊子)」を作成し、ホームページに掲載した。

#### (3) 食の安全ダイヤルへの対応

一般消費者等からの相談や問合せを受け付け、主な質問事項をホームページに掲載するとともに、寄せられた情報等について、定期的に関係府省庁への情報提供を行った。

見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。

#### (7) 食品安全モニターに対する情報提供等

食品安全モニターに対する情報提供をより充実させるとともに、意見交換会等で得られた意見等をもとに、対象者に応じた情報提供方法について必要な改善を実施する。

### 2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発

#### (1) 「食品を科学するーリスクアナリシス講座ー」の実施

消費者等に、食品の安全性に関する科学的な知識を普及するために、委員会の委員等による食品の安全性に関するリスクアナリシス講座を、地方での開催も含め実施する。また、講座内容については、資料をインターネットで公表し、多くの消費者等が活用可能な形で提供する。

#### (2) 食品安全に関する取組の普及啓発

食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組の普及啓発のため、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣等、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等について実施する。また、DVD等、分かりやすい啓発資料を用い、広く普及啓発を実施する。  
また、食育及びリスクコミュニケーションの一環としての食品の安全性に関する教育の推進方策を検討する。

#### (3) 食の安全ダイヤルへの対応

食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。また、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式にして委員会に報告し、ホームページに掲載する。

### 3 関係機関・団体との連携体制の構築

#### (1) リスク管理機関との連携

リスクコミュニケーション担当者会議において、関係府省庁連携リスクコミュニケーションに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスコミに関する情報交換等を行った（25回）。

#### (2) 地方公共団体との連携

地方公共団体の担当職員向けの全国食品安全連絡会議を開催（平成28年10月）し、今年度上半期の意見交換会の実施状況等に関する情報提供を行った。

#### (3) マスメディア、消費者団体との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

食中毒等をテーマに、報道関係者を対象とした意見交換会を行った（4回）。また、食中毒等をテーマに、消費者団体との情報交換会を行った（2回）。

#### (4) 学術団体との連携

PRION 2016、ifia Japan 2016、日本調理科学会、日本栄養改善学会、日本毒性病理学会及び日本環境変異原学会において、食品の安全を守る仕組みについてのブース展示を行った。

### 6 緊急の事態への対処

#### (1) 緊急事態への対処

平成28年度は、食品関係の大規模な緊急事態は発生しなかったが、食中毒等について、ホームページ、Facebook 等による科学的情報の提供等を行った。

### 3 関係機関・団体との連携体制の構築

#### (1) リスク管理機関との連携

リスク管理機関と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。

#### (2) 地方公共団体との連携

地方公共団体と連携し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するとともに、地方公共団体との情報の共有を図るため、地方公共団体との連絡会議を開催する。

併せて、食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組について、地方公共団体の担当職員の理解促進を図るため、当該職員に対する学習機会を提供する。

#### (3) マスメディア、消費者団体との連携（円滑に情報交換できる体制の構築）

マスメディア、消費者団体等の国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価をテーマとした勉強会、情報交換会等を定期的に行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信を行う。

#### (4) 学術団体との連携

食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、関係する学会におけるブース展示やワークショップの開催等を通じてリスクアナリシスの考え方の普及を図るとともに、リスクに関する情報を共有する。

### 第7 緊急の事態への対処

#### 1 緊急事態への対処

緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時対応指針」（平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。）等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性

(2) 緊急事態への対処体制の整備

平成28年度緊急時対応訓練計画に基づき実務研修及び確認訓練を実施し、その結果について平成29年2月6日の第20回企画等専門調査会に報告した。

また、平成28年度の緊急時対応訓練結果を踏まえ、委員会における緊急時対応の手順について改善策を検討した。

さらに、夜間・休日における緊急事態の発生に備え、緊急時連絡ルートを整備し、迅速かつ効率的な連絡体制を整えた。

(3) 緊急時対応訓練の実施

平成28年2月16日の第595回委員会会合において、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化と緊急時対応マニュアル等の実効性の向上とを重点課題とする平成28年度緊急時対応訓練計画を決定し、これに基づいて、次のとおり実務研修と確認訓練の2本立ての訓練設計により実施した。確認訓練は消費者庁、警察庁、厚生労働省及び農林水産省も参加して行われた。

<実務研修>

- ・緊急時対応手順研修：平成28年4月
- ・ホームページ掲載研修：平成28年6月～7月
- ・メディア対応研修（基礎研修・実践研修）：平成28年11月

<確認訓練>

- ・確認訓練：平成29年1月16日

訓練結果の検証により、主に以下の点が確認された。

- ・緊急時における関係府省間の連携をより強化し、引き続き政府全体として実践的な緊急時対応訓練を実施する。
- ・訓練は、実務研修と確認訓練の2本立ての設計で体系的に実施する。
- ・リスク評価機関として期待される役割にかんがみ、限られた時間の中でハザードの特性等についての情報収集・整理をできるだけ精緻に行うという点を強化する必要がある。
- ・情報の整理や情報発信の内容確認のためのルールや役割分担を検討し、その結果をマニュアルに反映させる必要がある。

7 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

(1) 食品の安全性の確保に関する最新情報の収集・整理

食品の安全性の確保に関する最新情報について、それを整理した上でリスク管理機関等の関係者に毎日配布した。

等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。

2 緊急事態への対処体制の整備

指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。

3 緊急時対応訓練の実施

緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成28年4月～11月（実務研修）、12月（確認訓練）を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイヤル等を通じ、毎日、収集する。

(2) 「食品安全総合情報システム」の運用

「隔週報」を「食品安全総合情報システム」に登録し、関係者及びホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。

(3) 収集した情報の様々な活用

海外の健康食品に関する危害情報については、ホームページやFacebookで情報発信するとともに、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部に情報提供した。

登録された情報を基に、平成28年度「自ら評価」を行う案件候補に関する情報を整理分析し、案件候補の選定を行うための資料を作成した。

8 国際協調の推進

(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

JECFA専門家会合、JMPR専門家会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣し(20回)、その成果について、報告会の開催や関係の専門調査会での報告、報告書の供覧等により、情報の共有を図った(参考6)。

収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような確かな整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」(委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム)への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。

また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職能団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。

第9 国際協調の推進

(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣

以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。

平成28年4月	第48回コーデックス残留農薬部会(CCP R)
5月	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JM PR)
6月	第82回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)
6月	OECD農薬作業部会
8月	米国バイオ規制視察
9月	欧州毒性学会(EUROTOX)
9月	FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JM PR)
9月	欧州毒性病理学会ワークショップ
10月	国際毒性学会(ICT)
10月	第23回コーデックス残留動物用医薬品部会(CCRVDF)
11月	第83回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)
11月	OECD農薬作業部会下部会合
11月	EU短期招聘訪問プログラム
平成29年3月	米国毒性学会(SOT)

<p>(2) 海外研究者等の招へい 海外の研究者等を招へいし、食品安全に係る意見交換会等を実施し、科学的知見の充実を図った(参考7)。</p> <p>(3) 海外の食品安全機関等との連携強化 これまでに締結している協力文書に基づき、海外関係機関との連携を図った。これまでも交流を行ってきたドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)とは、平成28年7月25日に協力覚書を締結し、今後、当該文書に基づき連携を進めていくこととなった。既に協力覚書を締結している欧州食品安全機関(EFSA)、豪州・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、ポルトガル経済食品安全庁(ASAE)及びフランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)とも、相互の訪問等を通じて積極的に交流を行い、連携を強化した。 農薬等の国際共同評価への参画については、平成28年6月28日～7月3日にパリで開催された国際共同評価に関する関係者打合せに担当者を派遣し、議論に参加した。 また、米国食品医薬品庁(FDA)食品安全・応用栄養センター、アイルランド食品安全庁、英国食品安全庁等と食品健康影響評価に係る情報交換を行った。(参考8) さらに、欧米各国の食品安全に係るリスク管理・評価機関担当者がメンバーとなっている、「食品中の化学物質の安全性に関する国際リエゾングループ」(化学物質リエゾン)及び「食品中の微生物の安全性に関する国際リエゾングループ」(微生物リエゾン)に参加し、日常的なメールでのやり取りや電話会議を通じて、意見・情報交換を行った。</p> <p>(4) 海外への情報発信 英語版ホームページに、月報や評価書要約の英訳(43件)を掲載するとともに、掲載した情報を、EFSA、FSANZ等の海外連携機関に送付した。海外への情報発信の充実のため、評価書掲載ページの改善を図った。 委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety – The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」について、vol. 4 No. 2(平成28年6月30日)、vol. 4 No. 3(平成28年9月30日)、vol. 4 No. 4(平成28年12月22日)及びvol. 5 No. 1(平成29年3月30日)を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載した。また、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会による評価書の内容等を国内外へ広く情報発信を行った。さらに、投稿規定とともにこれまでの掲載情報等を記載したパンフレットを作成した。</p>	<p>また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p> <p>(2) 海外の研究者等の招へい 海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> <p>(3) 海外の食品安全機関等との連携強化 海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。 委員会とすでに協力文書を締結している欧州食品安全機関(EFSA)、豪州・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、ポルトガル経済食品安全庁(ASAE)及びフランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)と定期会合を開催するとともに、必要に応じ、ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)等の他の外国政府機関との情報交換、連携強化のための会合を開催し、協力文書の締結も検討する。</p> <p>(4) 海外への情報発信 食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。 食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。</p>
--	---

### Ⅲ 平成28年度における委員会の運営状況の総括

委員会は、概ね、平成28年度食品安全委員会運営計画に基づき事業運営を推進することができたが、その運営状況について総括すると、以下のとおりである。

#### 1 食品健康影響評価

平成28年度は、計270件の評価を終了してリスク管理機関に通知しており、着実に評価を実施できたと考える。また、新たに「清涼飲料水等に関するワーキンググループ」、「評価技術企画ワーキンググループ」を設置し、評価体制の強化も図ることができたと考える。しかしながら、依然として評価中の案件が約360件あること等を考えると、引き続き、評価体制を強化し、「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について」に定める標準処理期間の遵守に努める必要がある。また、国際機関等のリスク評価の動向等も踏まえ、国際機関等と計画的な情報交換を行い、国際機関において行われるリスク評価に積極的に関与するとともに、国際動向にも沿った評価の迅速化・効率化及び信頼性の向上に資する新たな方法を我が国にも早期に導入・実用化し、評価能力の更なる向上を図ることが不可欠である。また、リスクアナリシスを進めていく上で、内外の研修等を通じた職員の能力向上に努めることも必要である。

「自ら評価」案件については、アレルゲンを含む食品の表示について調査事業等により国内外の科学的知見を収集・整理・分析し、評価方法も含めた総合的な検討を開始するとともに、フモニシンについてはかび毒・自然毒専門調査会において調査審議が進められたが、引き続き、調査審議中案件について、調査事業等で情報を集め、評価を進めていく必要がある。

#### 2 食品健康影響評価技術研究

食品健康影響評価の実施に関する研究の有用性に重点を置き、研究課題の選定、中間評価及び事後評価を実施するとともに、研究成果を着実に食品健康影響評価等に活用できたと考えるが、事業の透明性を確保するため事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、引き続き、研究事業の成果が、より一層評価に活用されるよう、募集段階から目的意識を明確化するなど、真に必要性の高いものを選定する必要がある。

#### 3 リスクコミュニケーション

食品中の放射性物質、食中毒、食品添加物、残留農薬等の国民の関心の高いテーマについて、関係省庁や地方公共団体と連携し意見交換会を実施するとともに、リスクアナリシス（分析）講座の開催、Facebookによる情報提供を行う等、国民のニーズを踏まえたリスクコミュニケーションが実施できたと考えるが、戦略的なリスクコミュニケーション等を実施するためには、限られた資源（人員、予算）の効率的な活用の観点から、今後のリスクコミュニケーション等の実施分野（テーマ）や対象者（関係グループ）の重点化が必要である。

#### 4 国際関係

BfRとの協力覚書の締結や国際セミナーにおける専門家の招へいにより、海外の関係機関との連携を強化することができたと考えるが、今後、より一層海外の関係機関との連携を強化するため、国際会議の共同

開催や、他の関係機関との協力文書の締結を検討する必要がある。

#### 5 緊急時対応

平成28年度は食品に関する大きな緊急事態が発生しなかったものの、訓練により緊急時の情報提供手段や対応を確認することができたと考えるが、より適切に緊急事態への対応を行うことができるよう、体制整備を図る必要がある。

平成28年度の委員会運営においては、以上のような課題が明らかとなったが、これらについては、平成29年度食品安全委員会運営計画に記載している以下の個別重点事項を実施していく中で対応し、我が国の食品の安全性の確保に努めることとしている。

- (1) 効率的な情報収集、計画的な調査審議、より迅速かつ信頼性の高い新たな評価方法の検討及び活用、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。また、海外でも導入が進められている（定量的）構造活性相関（(Q)SAR）、ベンチマークドーズ法等について、海外の評価機関等の動向を踏まえつつ、リスク評価への活用方策の検討を行う。
- (2) 食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（平成27年5月28日企画等専門調査会取りまとめ）等を踏まえ、今後は、国民の関心の高い事項への重点化を図るとともに、最新の情報発信媒体を活用した効果的かつ効率的な情報発信、マスメディア、消費者団体、事業者団体、関係職能団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実施する。
- (3) 食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業等を活用し、引き続き新たな評価方法の検討を行う。研究・調査事業については、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、成果を積極的にリスク評価に活用する。
- (4) 委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施する。また、平成28年度以前に協力文書を締結した機関との定期的な会合等、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、連携を更に強化するとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う。
- (5) 関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。

# 平成28年度食品安全委員会運営状況報告書（案）

## 参考資料

参考1	食品健康影響評価の審議状況	1
参考2	委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況	2
参考3	平成28年度自ら評価案件の選定に係る経緯	12
参考4	食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況	13
参考5	情報発信、意見交換会等の現状	23
参考6	外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席	30
参考7	海外研究者等の招へいによる国際シンポジウムの開催	32
参考8	海外の食品安全機関等との連携強化	34

## 食品健康影響評価の審議状況

(平成29年3月31日現在)

区分	要請件数 注1、2)	うち 28年度分	自ら評 価 注3)	合計	評価終了 注4)	うち 28年度分	意見 募集中 注4)	審議中 注5)
添加物	263	97	0	263	255	93	0	8
栄養成分添加物	1		0	1	1	1	0	0
農薬	1,122	81	0	1,122	886	94	4	232
うちポジティブリスト関係	517	29	0	517	346	40	1	170
うち清涼飲料水	33		0	33	33		0	0
うち飼料中の残留農薬基準 注6)	57		0	57	32	4	1	24
動物用医薬品	556	30	0	556	522	24	0	34
うちポジティブリスト関係	119	11	0	119	94	13	0	25
汚染物質等	62		3	65	61	1	1	3
うち清涼飲料水	49		0	49	46		1	2
器具・容器包装	16		0	16	13	2	0	3
微生物・ウイルス	14		2	16	16		0	0
プリオン	56	3	16	72	54	3	0	18
かび毒・自然毒等	8	1	3	11	11	1	0	1
遺伝子組換え食品等	262	22	0	262	246	17	4	12
新開発食品	83	1	1	84	85	3	0	1
肥料・飼料等	227	25	0	227	175	27	0	52
うちポジティブリスト関係	120	20	0	120	78	21	0	42
薬剤耐性菌 注7)	9	1	0	9	8	4	0	1
肥飼料・微生物合同 注8)	1(34)		0	1	1(13)		0	0
高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
食品による窒息事故に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ	1		0	1	1		0	0
その他	1		1	2	1		0	1
合計	2,684	261	26	2,710	2,338	270	9	366

- (注) 1 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
- 2 評価の過程で新たに審議する必要がある案件が生じた場合には、評価終了時にその案件数を要請件数に加算している。
- 3 自ら評価案件については、「自ら評価」の欄には、実施決定時の件数を記入しているが、「評価終了」の欄では、複数省片に答申したもの、答申が複数案件となったもの等については、その数を記入しているものもある。また、リスクプロファイル等として評価した場合も、評価終了としている。
- 4 「意見募集中」欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
- 5 「審議中」欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
- 6 「飼料中の残留農薬基準」欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
- 7 「薬剤耐性菌」欄には、薬剤耐性菌に関するワーキンググループの設置(H27.10.1)後に要請を受けた案件及び評価終了となった案件について記入している。
- 8 平成15年12月8日付で評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、( )内に物質数を記入している。

## 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成29年3月31日現在)

### I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質2物質)	2
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌※	(9)
16/10/29	農	動物用医薬品 アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)㉔、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)㉔	2
17/ 2/14	厚	農薬 ジコホール	1
17/ 8/ 5	農	動物用医薬品 スルファメキサゾール及びトリメプリームを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)㉔、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)㉔㉔、ホスホマイシンを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))㉔	3
17/ 8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム	2
17/ 9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム㉔、スルファメキサゾール㉔、トリメプリーム㉔、セファピリンベンザチン㉔、セファピリンナトリウム㉔	5
18/ 7/18	厚	農薬 ジコホール☆	1
18/ 7/18	厚	動物用医薬品 アンピシリン☆㉔、スルファメキサゾール☆㉔、セファピリン☆㉔、トリメプリーム☆㉔	4
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆	1
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆㉔	2
19/ 1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、ピノキサデン☆	2
19/ 1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆	1
19/ 2/ 6	厚	農薬 スピロキサミン☆	1
19/ 2/ 6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆㉔	3
19/ 3/ 6	厚	農薬 トリチコナゾール☆	1
19/ 3/ 6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシンコメロン酸二プロピル☆、ジシクラニル☆	3
19/ 3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆㉔、スルファジメトキシ☆㉔、スルファモメトキシ☆㉔	3
19/ 5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	2
19/ 5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆㉔	1
19/ 6/ 5	厚	農薬 メソスルフロメチル☆、スルフェントラゾン☆	2
19/ 8/28	厚	動物用医薬品 ジクロキサシリン☆㉔	1
19/10/ 2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	2
19/12/18	厚	農薬 クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	2
20/ 2/ 5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/ 3/11	厚	農薬 酸化プロピレン☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、プロディオファコウム☆	4
20/ 3/25	厚	農薬 イプロバリカルブ☆、スルホスルフロメチル☆、ピリデート☆、フッ化スルフルル☆	4

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
20/ 4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/ 6/ 3	厚	動物用医薬品 トピシリン ㊦	1
20/ 7/ 8	厚	農薬 クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆	2
20/ 7/ 8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/ 9/ 5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
21/ 2/ 3	厚	農薬及び動物用医薬品 ホキシム☆	2
21/ 2/ 9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカ ップ☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	8
21/ 3/10	厚	動物用医薬品 ナナフロシン☆ ㊦、ピランテル☆	2
21/ 3/24	厚	農薬 パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	2
21/ 3/24	厚	農薬及び動物用医薬品 ジクロルボス及びナレド☆	2
21/12/14	厚	農薬 フラザスルフロン☆	1
22/ 1/25	厚	農薬 イミノクタジン<一部☆> ■	2
22/ 2/16	厚	動物用医薬品 クロキサシリン☆ ㊦	1
22/ 2/16	厚	対象外物質 アスタキサンチン☆ ㊦、β-アポ-8'-カロチン酸エチルエステル☆ ㊦、β-カロテン☆ ㊦、クエン酸☆ ㊦、酒石酸☆ ㊦、トウガラシ色素☆ ㊦、トコフェ ール☆ ㊦、乳酸☆<農薬用途もあり> ㊦、マリーゴールド色素☆ ㊦、メナジオン☆ ㊦、レチノール☆ ㊦	11
22/ 2/23	厚	農薬 2,4-D☆	1
22/ 3/ 1	厚	農薬 フルロキシピル☆	1
22/ 3/18	—	アルミニウム◎	1
22/ 3/23	厚	農薬 ベンタゾン☆	1
22/ 3/23	厚	動物用医薬品 フルメキン☆ ㊦	1
22/ 5/11	厚	農薬 クロルデン☆	1
22/ 6/22	農	農薬 2,4-D☆、ベンタゾン☆<全て飼>	2
22/ 8/12	厚	農薬 プロベナゾール<一部☆>、ハロキシホップ☆	3
22/ 9/13	厚	農薬 クロマゾン☆、テトラジホン☆、トリクロピル☆	3
22/ 9/27	厚	農薬 酸化フェンブタズ☆	1
22/11/12	厚	農薬 イマザリル☆、ジフルフェンゾピル☆、ジメチピン☆、テルブホス☆、トリアス ルフロン☆、パラチオン☆、ビクロゾリン☆モノクロトホス☆	8
22/11/15	農	農薬 テルブホス<飼>☆	1
22/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 クロルフエンビンホス☆	2
22/12/10	厚・農	農薬及び動物用医薬品 メトプレン☆<一部<飼>>	2
23/ 1/24	厚	農薬 テブフェンピラド■<一部☆>、ペンコナゾール☆	3
23/ 1/24	厚	動物用医薬品 ゲンタマイシン☆ ㊦、セフロキシム☆ ㊦	2
23/ 2/10	厚	農薬 カルボスルフアン<一部☆>、ベンフラカルブ<一部☆> ■、エンドスルフ アン☆、クロリムロンエチル☆、クロルタールジメチル☆、デスメディファム☆	8
23/ 3/25	厚	農薬 エタメツルフロンメチル☆、ジスルホトン☆、プロパジン☆、プロモキシニル☆	4
23/ 3/25	厚	動物用医薬品 ジミナゼン☆	1
23/ 4/19	厚	添加物 カルミン	1
23/ 4/25	農	農薬 プロモキシニル<飼料>☆	1
23/ 4/26	厚	添加物 酸性リン酸アルミニウムナトリウム	1
23/ 6/10	厚	農薬 フェナリモルフ☆	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
23/ 9/22	厚	農薬 EPTC☆、アミノピラリド☆、イオドスルフロンメチル☆、クロルスルフロン☆、クロロタロニル☆、シクロキシジム☆、ジフェンゾコート☆、テクナゼン☆、ニコスルフロン☆、フルカルバゾンナトリウム塩☆、マレイン酸ヒドラジド☆、メスルフロンメチル☆	12
23/10/11	厚	農薬 チアクロプリド■、アクリナトリン■＜一部☆＞、セトキシジム＜一部☆＞、ジクロホップメチル☆、トリベヌロンメチル☆、ピクロラム☆、フェノキサプロロップエチル☆、ブタフェナシル☆、フルオメツロン☆、アトラジン☆	12
23/10/11	農	農薬 アトラジン☆	1
23/11/18	厚	農薬 トラルコキシジム☆、フェノキシカルブ☆、プロスルフロン☆	
24/ 1/23	厚	農薬及び動物用医薬品 シハロトリン☆	2
24/ 1/23	農	農薬 エチオン☆、カルボフラン☆、ホレート☆、シハロトリン☆、ジクロロボス及びナレド☆	5
24/ 1/23	厚	動物用医薬品 スルファジミジン☆	1
24/ 2/24	厚	動物用医薬品 イソメタミジウム☆、ジェチルスチルベストロール☆	2
24/ 3/26	厚	農薬 リムスルフロン☆	1
24/ 3/26	厚	農薬及び動物用医薬品 エマメクチン安息香酸塩☆	2
24/ 5/21	厚	農薬 4-クロルフェノキシ酢酸☆、トリデモルフ☆、フラムプロロップメチル☆	3
24/ 5/21	厚	農薬及び動物用医薬品 ペルメトリン☆	2
24/ 5/21	農	農薬 ペルメトリン☆	1
24/ 7/18	厚	農薬 クロルフルアズロン＜一部☆＞、ホスチアゼート■＜一部☆＞、テフルトリン☆	5
24/ 7/18	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 サリノマイシン☆、センデュラマイシン☆、バシトラシン☆	3
24/ 7/18	厚	動物用医薬品 スペクチノマイシン☆	1
24/ 8/21	農	農薬 シフルトリン☆	1
24/ 8/21	厚	農薬 トルクロホスメチル☆、フサライド☆、フルスルファミド☆	3
24/ 8/21	厚	農薬及び動物用医薬品 シフルトリン☆	2
24/ 8/21	厚	動物用医薬品 カルバドックス☆、サラフロキサシン☆、ネオマイシン☆	3
24/ 8/21	厚	飼料添加物 ブチルヒドロキシアニソール☆	1
24/ 9/18	厚	農薬 メコプロロップ☆	1
24/ 9/18	厚	農薬及び動物用医薬品 カルバリル☆	2
24/ 9/18	厚	動物用医薬品 ブロムフェノホス☆	1
24/ 9/19	農	農薬 カルバリル☆	1
25/ 1/22	農	農薬 クロルピリホスメチル☆、クロルフェンビンホス☆、シマジン☆、パラチオン☆、フェンプロパトリン☆	5
25/ 1/30	厚	農薬 クロルピリホスメチル☆、シマジン☆、フェンプロパトリン☆	3
25/ 1/30	厚	動物用医薬品 デキサメタゾン☆、ベタメタゾン☆	2
25/ 3/12	厚	農薬 アイオキシニル☆、イプロジオン☆、エテホン☆、オキサミル☆、カルフェントラゾンエチル☆、クロリダズン☆、ジクロロプロロップ☆、ジクワット☆、ターバシル☆、ピリミホスメチル☆、フルシトリネート☆、ホルクロルフェニユロン☆、メタミトロン☆、メチダチオン☆、レナシル☆	5
25/ 3/12	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ハロフジノン☆	1
25/ 3/12	農	農薬 ジクワット☆、ピリミホスメチル☆	2
25/ 4/ 2	厚	プリオン アイルランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※、ポーランドから輸入される牛肉及び牛の内臓について※	(2)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
25/ 6/10	農	農薬 γ-BHC☆、ジメトエート☆、パラコート☆、メチダチオン☆	4
25/ 6/12	厚	農薬 2,4-D■、アラニカルブ☆、イマザキン☆、クロルメコート☆、ジウロン☆、シプロコナゾール☆、ジベレリン☆、ジメトエート☆、パラコート☆、フルキンコナゾール☆、プロクロラズ☆、プロチオホス☆	12
25/ 8/20	厚	農薬 DBEDC■〈一部☆〉、ノニルフェノールスルホン酸銅■〈一部☆〉、イマザモックスアンモニウム塩☆、ヒメキサゾール☆、メトリブジン☆、リュロン☆	8
25/ 8/20	厚	農薬及び動物用医薬品 ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン☆	2
25/ 8/20	厚	飼料添加物 ジブチルヒドロキシトルエン■	1
25/12/10	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン☆	2
25/12/10	厚	動物用医薬品及び飼料添加物 ナイカルバジン☆■	1
26/ 2/ 3	厚	農薬 オキシポコナゾールフマル酸塩☆	1
26/ 2/19	農	遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (飼料)■	1
26/ 3/25	厚	農薬 MCPB■〈一部☆〉	2
26/ 3/25	厚	動物用医薬品 酢酸トレンボロン☆、ゼラノール☆	2
26/ 3/25	厚	肥料・飼料等 マデュラマイシン☆、ロベニジン☆	2
26/ 6/18	厚	対象外物質 グルカン■	1
26/ 9/ 9	厚	農薬 ピラゾリネート☆	1
27/ 1/ 8	厚	プリオン スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 2/12	厚	プリオン ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓 ※	1
27/ 5/14	厚	プリオン スイス及びリヒテンシュタインから輸入される牛肉及び牛の内臓※	2
27/ 5/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (食品)■	1
27/ 5/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性トウモロコシEvent VCO-01981-5 (飼料)■	1
27/ 9/30	厚	プリオン イタリアから輸入される牛肉及び牛の内臓※	1
27/12/18	厚	プリオン 牛海綿状脳症 (BSE) 国内対策の見直し※	1
28/ 3/23	厚	農薬 バリダマイシン■〈一部☆〉	2
28/ 5/23	消	特定保健用食品 ガセリ菌SP株ヨーグルト※■	1
28/ 7/13	厚	農薬 フルベンジアミド■	1
28/ 9/ 8	厚	プリオン オーストラリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	1
28/10/ 5	厚	遺伝子組換え食品等 JPAo001株を利用して生産されたリパーゼ■	1
28/10/12	農	薬剤耐性菌 ガミスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤 (ザクトラン メリアル) ■	1
28/10/18	厚	農薬 アミノシクロピラクロル■、シアナジン■	2
28/11/25	厚	遺伝子組換え食品等 PRF株を利用して生産されたホスホリパーゼC■	1
28/11/14	厚	農薬 カズサホス■、メタフルミゾン■	2
28/12/14	厚	農薬 クロルプロファム■、シアゾファミド■、フェンブコナゾール■	3
28/12/14	厚	農薬及び添加物 プロピコナゾール■	1
28/12/14	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	9
28/12/14	厚	農薬 シアゾファミド■、ジフェノコナゾール■、シフルメトフェン■、ピリフルキナゾン■、フェンブコナゾール■	5
28/12/14	厚	農薬及び添加物 プロピコナゾール■	1
28/12/15	農	動物用医薬品 動物用ワクチンの添加剤として使用する成分	9
28/12/26	農	遺伝子組換え食品等 絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシMON87403系統 (飼料)■	1

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
29/ 1/ 4	厚	遺伝子組換え食品等 絹糸抽出期における高雌穂バイオマストウモロコシMON8 7403系統(食品) ■	1
29/ 1/25	厚	農薬 エトフェンプロックス■、ジベレリン■	2
29/ 1/25	厚	農薬及び動物用医薬品 シペルメトリン■、フェニトロチオン■	2
29/ 2/15	厚	農薬 シアントラニプロール■、トリフルメゾピリム■	2
29/ 2/15	厚	農薬及び動物用医薬品 フルバリネート■	1
29/ 2/22	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシM ZHG0JG系統(食品) ■	1
29/ 2/22	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシM ZHG0JG系統(飼料) ■	1
29/ 3/ 7	厚	遺伝子組換え食品等 カイマックス M(CHY-MAX M) ■	1
29/ 3/15	厚	農薬 1, 3-ジクロロプロペン■、シアノホス(CYAP) ■〈一部☆〉、ピフルブミド ■、フルキサメタミド■、メタラキシル及びメフェノキサム■、レピメクチン■	7
29/ 3/15	厚	農薬及び動物用医薬品 テフルベンズロン■	1
29/ 3/21	厚	添加物 過酢酸、過酢酸製剤、硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム	4
29/ 3/21	厚	遺伝子組換え食品等 Glu-No.9株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム■、RITE-A5株を利用して生産されたL-アラニン■	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

※印は、食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は、企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は、食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

☑印は、肥料・飼料等専門調査が担当する評価案件である。

Ⓜ印は、薬剤耐性菌に関する評価が必要なもの。

## II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
21/ 3/26～21/ 4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について★	
29/ 2/ 1～29/ 3/ 2	かび毒・自然毒等 佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する要職から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓■	1
29/ 2/15～29/ 3/16	農薬 2,4-DB☆	1
29/ 3/ 1～29/ 3/30	化学物質・汚染物質 清涼飲料水の規格基準の改正について#	1
29/ 3/ 7～29/ 4/ 6	農薬 クロラントラニプロール■、フルチアニル■、プロシミドン■	3
29/ 3/15～19/ 4/13	遺伝子組換え食品等 MDT06-228株を利用して生産されたエキソマルトテトラオヒドロラーゼ■、遺伝子組換え食品等 アクリルアミド産生低減及び打撲黒斑低減ジャガイモ (SPS-00E12-8) (食品) ■、NZYM-BE株を利用して生産されたグルコアミラーゼ■	3
29/ 3/29～29/ 4/27	遺伝子組換え食品等 TRP-No.2株を利用して生産されたL-トリプトファン■	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

#印は、清涼飲料水の規格基準改正に関わる意見聴取案件である。

Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成28年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
28/ 4/ 5	—	汚染物質等 加熱時に生じるアクリルアミド◎	1
28/ 4/ 5	厚	農薬 フルオピコリド■	1
28/ 4/ 5	厚	農薬及び動物用医薬品 フィプロニル	1
28/ 4/12	厚	器具・容器包装 フタル酸ジイソデシル(DIDP)	1
28/ 5/17	厚	農薬 テブフェノジド■、トリフルミゾール■、ニテンピラム☆、ピカルブトラゾクス■、プロヒドロジャスモン■、ブロマシル☆	7
28/ 5/17	厚	農薬及び添加物 フルジオキソニル■	1
28/ 5/17	厚	農薬及び動物用医薬品 エトキサゾール■	1
28/ 5/24	厚	動物用医薬品 トルフェナム酸☆	1
28/ 5/24	厚	遺伝子組換え食品等 HIS-No.2株を利用して生産されたL-ヒスチジン■、PLA-54株を利用して生産されたホスホリパーゼA2■	2
28/ 5/24	農	薬剤耐性菌 家畜等に使用するバージニアマイシン※	1
28/ 6/ 7	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87411系統(食品)■、ECP株を利用して生産されたL-プロリン■、NZYM-JA株を利用して生産されたβ-アミラーゼ■	3
28/ 6/14	厚	添加物 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項について	91
28/ 6/27	農	飼料添加物 バチルス サブチルス■	1
28/ 7/12	厚	農薬 キンクロラック■、フルオピラム■	2
28/ 7/12	厚・農	農薬 イミダクロプリド■、グリホサート■〈一部☆〉	5
28/ 7/12	農	遺伝子組換え食品等 高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが確認された食品添加物を飼料添加物として使用する場合に安全性の確保に支障がないことの確認について※	1
28/ 7/19	厚	動物用医薬品 クロサンテル	1
28/ 7/26	厚	器具・容器包装 フタル酸ジオクチル(DNOP)	1
28/ 7/26	農	薬剤耐性菌 硫酸セフキノムを有効成分とする牛及び豚の注射剤(コバクタン/セファガード)■	2
28/ 8/ 2	農	動物用医薬品 トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)■、フルニキシンメグルミンを有効成分とする豚の注射剤(フォーベット50注射液、フィナジン50注射液)■	2
28/ 8/23	厚	農薬 ヘキシチアゾクス	1
28/ 8/23	厚	動物用医薬品 アルベンダゾール	1
28/ 8/30	厚	プリオン 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直し※	1
28/ 8/30	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統(食品)■、低飽和脂肪酸・高オレイン酸及び除草剤グリホサート耐性ダイズMON87705系統、除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統並びに除草剤グリホサート耐性ダイズMON89788系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種■	2
28/ 8/30	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性ダイズMON87751系統(飼料)■	1
28/ 9/ 6	厚	栄養成分添加物 炭酸カルシウム■	1
28/ 9/ 6	厚	農薬 オキサチアピプロリン■、クロフェンテジン■、パクロブトラゾール■、メタミホップ■	4
28/ 9/ 6	厚	遺伝子組換え食品等 GGI株を利用して生産されたL-グルタミン■	1
28/ 9/27	厚	農薬 ピラクロストロピン■、ファモキサドン■、フェンピラザミン■、ボスカリド■	4
28/ 9/27	厚	動物用医薬品 前薬性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR10・AI)■、トリプトレリン酢酸塩■	2
28/ 9/27	農	動物用医薬品 スピラマイシン☆	1

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成28年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
28/ 9/27	厚	遺伝子組換え食品等 組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造された添加物のうち、食品安全委員会が高度に精製されたものとして安全性を確認した品目と比較して有効成分が同一である等所定の項目を満たすものについて※	1
28/10/25	厚	農薬 イソフェタミド■、シクラニプロール■、フェナザキン、フルトラニル■	4
28/10/25	厚	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物 オキシテトラサイクリン■	1
28/10/25	農	飼料添加物 <i>Schizosaccharomyces pombe</i> ASP595-1株が生産する6-フィターゼ■	1
28/11/15	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム■	1
28/11/15	厚	遺伝子組換え食品等 NZYM-LP株を利用して生産されたホスホリパーゼ■	1
28/11/15	厚	動物用医薬品 ペグボビグラスチム■	1
28/11/22	厚	農薬 スピネトラム■、ヘキサコナゾール■	2
28/11/22	環	農薬 飼料用農作物残留に係る農薬登録保留基準等の見直しについて	1
28/11/22	厚	動物用医薬品及び資料添加物 タイロシン■	1
28/11/29	農	動物用医薬品 ジクラズリル■	1
28/12/13	厚	農薬 アセフェート、ブプロフェジン■、メタミドホス	3
28/12/20	厚	農薬 クロルプロファミン	1
28/12/20	厚	動物用医薬品 スピラマイシン■、ガミスロマイシン■	2
29/ 1/10	厚	プリオン オーストラリアから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓※	2
29/ 1/17	厚	遺伝子組換え食品等 組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の2手続き(平成12年厚生省告示第233号)の改正について、除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統(食品)■	2
29/ 1/17	農	遺伝子組換え食品等 除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON 87419系統(飼料)■	1
29/ 1/17	厚	農薬 トリホリン■〈一部☆〉、ピリダリル■、フルチアセトメチル■	4
29/ 1/17	農	動物用医薬品 ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤(ベコクサン)■	1
29/ 1/17	農	薬剤耐性菌 家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌※	1
29/ 1/31	厚	動物用医薬品 酢酸メレンゲステロール☆	1
29/ 2/ 7	農	動物用医薬品 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(フォステラPRRS)■、ガミスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ザクトラン メリアル)■	2
29/ 2/14	厚	農薬 EPN、メタアルデヒド■	2
29/ 2/14	厚	農薬及び動物用医薬品 ジノテフラン■	1
29/ 2/14	消	特定保健用食品 ピュアカム葉酸※■、ピュアカム葉酸MV※■	2
29/ 2/21	厚	動物用医薬品 酢酸メレンゲステロール	1
29/ 2/28	厚	農薬 DCIP☆、シアナジン☆、ジフェノコナゾール■、シフルメトフェン■、ピリフルキナゾン■、ピリベンカルブ■	7
29/ 2/28	農	農薬 シアナジン☆	1
29/ 3/ 7	厚	添加物 食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正等に関する事項について	1
29/ 3/ 7	厚	農薬 キャプタン■〈一部☆〉、フェンキトリオン■、フロメトキン■、ホルペット■〈一部☆〉、マンジプロパミド■、メピコートクロリド■	9
29/ 3/ 7	農	農薬 キャプタン☆	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(平成28年度)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
29/3/28	厚	農薬 2-(1-ナフチル)アセタミド☆、2,2-DPA((DPA)☆、Sec-ブチルアミン☆、イマザメタベンズメチルエステル☆、エンドタール☆、オキサベトリニル☆、オキシカルボキシ☆、カルベタミド☆、クロジナホップ酸☆、クロロネブ☆、シクロエート☆、テブチウロン☆、テルプトリン☆、トリフロキシスルフロロン☆、ナフタロホス☆、ピリチオバックナトリウム塩☆、プトロキシジム☆、フラチオカルブ☆、フルプロパネート☆、フロラスラム☆、ペブレート☆、ベンスリド(SAP)☆、ホスファミドン☆、メスラム☆、硫化カルボニル☆、ピラジフルミド■、マイクロブタニル■	27
29/3/28	厚	農薬及び動物用医薬品 アザメチホス☆、テトラクロルビンホス(CVMP)☆、フェノトリン☆	3
29/3/28	厚	動物用医薬品 アスポキシシリン☆、塩酸メセルペイト☆、オキサシリン☆、キタサマイシン☆、脂肪族アルコールエトキシレート☆、スルファエトキシピリダジン☆、スルファグアニジン☆、スルファセタミド☆、スルファトロキサゾール☆、スルファニトラン☆、スルファニルアミド☆、スルファピリジン☆、スルファプロモメタジナトリウム ☆、スルファベンズアミド☆、スルファメトキシピリダジン☆、スルファメラジン☆、セファセトリル☆、テメホス☆、トリペレナミン☆、ノボジオシン☆、バクイノレート☆、バクイロプリム☆、ハロクソン☆、ファムフル☆、フェンプロスタレン☆、ポリミキシシンB☆、メチルベンゾクエート(ネクイネート)☆、ライドロマイシン☆	28
29/ 3/28	厚	かび毒・自然毒等 佐賀県及び佐賀県内事業者が提案する要職から提供まで管理された方法により取り扱われる養殖トラフグの肝臓■	1
29/ 3/28	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合わせた品種■	1
29/ 3/28	厚	特定保健用食品 松谷のミニビスケット※■	1

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

■印は企業申請案件である(平成22年1月1日以降委員会において説明したもののみ)。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

#### IV その他

通知日	通知先	件名
16/ 1/30	厚・農・環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/ 3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/ 3/25	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/ 5/ 6	厚・農・環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/ 8/ 5	厚・農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/ 9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/ 4/28	厚・農・環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
18/ 6/29	厚・農	暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順
19/ 9/13	厚・農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/ 6/26	厚・農・環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準
22/ 5/27	厚	添加物に関する食品健康影響評価指針
28/ 5/17	厚	香料に関する食品健康影響評価指針

## 平成28年度自ら評価案件の選定に係る経緯

平成28年7月7日  
～8月5日

ホームページ等による一般からの意見募集の実施

専門委員、食品安全モニター等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理



事務局による自ら評価の案件候補の整理



平成28年12月9日

### 【第19回企画等専門調査会における審議(第1回絞込み)】

食品安全モニター、委員・専門委員、外部募集等を通じて寄せられた13件(※)の案件候補について調査審議し、3件(カフェイン、カンピロバクター、水素水)に絞り込んで引き続き検討することとされた。

※13件の内容は次のとおりであり、以下の指標への該当性等も考慮しながら、議論を行った。

「添加物」、「成長ホルモン」、「カフェイン」、「ヒドロキシノネナール」、「トランス脂肪酸」、「鶏肉によるカンピロバクター食中毒」、「コールドプレスジュース」、「フグ、バラハタ、ブダイ等の魚」、「ヒスタミン」、「遺伝子組換え食品」、「個別のサプリメント」、「水素水」、「食品中の金属異物」

(指標)

- A 現在評価中又は評価済みのもの
- B 食品の問題ではないもの(環境汚染物質等)
- C リスク評価の問題ではないもの(表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの)



平成29年2月6日

### 【第20回企画等専門調査会における審議(第2回絞込み)】

第19回の議論を踏まえて事務局が整理した情報等について更に調査審議を行い、以下のとおり食品安全委員会に報告することとされた。

	案件候補	審議結果	審議の内容
1	カフェイン	積極的に情報収集、情報提供を行う。	エナジードリンクについてカフェインを多く含むものもあり、また、海外機関が注意喚起を行っていることから、ファクトシートの改訂も含め、積極的に情報提供を行うべき。
2	カンピロバクター	リスク管理機関と引き続き連携し、関係情報の収集を行う。	現在、食品安全委員会及びリスク管理機関が取り組んでいる調査等の情報収集を引き続き行い、各機関が連携して、情報提供を行うべき。



平成29年2月14日

### 【第638回食品安全委員会における審議】

企画等専門調査会で議論された案のとおり、取扱いを最終決定した。

## 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況

- 4－1 平成28年度食品健康影響評価技術研究継続課題
- 4－2 平成28年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 4－3 平成27年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価結果一覧
- 4－4 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成29年度）
- 4－5 平成29年度食品健康影響評価技術研究採択課題
- 4－6 平成28年度食品健康影響評価技術研究の中間評価結果一覧
- 4－7 食品安全確保総合調査課題一覧

平成 2 8 年度食品健康影響評価技術研究継続課題

<平成 2 5 年度採択課題（1 課題）>

- ①自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要な分野  
 (非定型 B S E プリオンに関する研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織
ヒト型遺伝子改変マウスを用いた非定型 BSE の人に対する感染リスクの定量的評価	松浦 裕一	国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 動物衛生研究部門

<平成 2 7 年度採択課題（6 課題）>

- ①危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積  
 (薬剤耐性菌の特性解析に関する調査・研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織
家畜とヒトとの間における薬剤耐性菌の循環に関する分子疫学および時空間比較ゲノム解析	荒川 宜親	名古屋大学

- ②健康影響発現メカニズム（作用機序）の解明  
 (食品を介したアレルギー発症メカニズムについての研究)

食品に対する乳児期のアレルギー性反応獲得メカニズムと発症リスク評価	木戸 博	徳島大学
食品ごとの「IgE抗体の作らせやすさ」を測定する系の樹立に関する研究	斎藤 博久	国立研究開発法人 国立成育医療研究 センター

- ③新たな科学的なリスク評価方法の確立

(化学物質（特に農薬）のリスク評価に当たって必要となる試験の再検討に資するための研究)

農薬の毒性評価における「毒性プロファイル」と「毒性発現量」の種差を考慮した毒性試験の新たな段階的評価手法の提言—イヌ慢性毒性試験とマウス発がん性試験の必要性について—	小野 敦	国立医薬品 食品衛生研究所
---	------	------------------

- ④その他

(自ら評価や新たな危害要因に対応する調査・研究)

食事由来アクリルアミドばく露量推定方法の開発と妥当性の検討および大規模コホート研究に基づく発がんリスクとの関連に関する研究	祖父江 友孝	大阪大学
食品由来のアクリルアミド摂取量の推定に関する研究	河原 純子	国立研究開発法人 国立環境研究所

平成 28 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

① 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積  
(薬剤耐性菌の特性解析に関する研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織
食肉由来腸球菌の抗菌性飼料添加物に対する耐性と多剤耐性伝達性プラスミドとの関係についての調査・研究	富田 治芳	群馬大学

(食品の器具・容器包装から溶出する化学物質についての研究)

食品用ペットボトルから溶出する化学物質の摂取量の推定に関する研究	尾崎 麻子	大阪市立環境科学研究所
----------------------------------	-------	-------------

② 健康影響発現メカニズムの解明  
(食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究)

有機ヒ素化合物による発がんメカニズムの解明	鰐淵 英機	大阪市立大学
-----------------------	-------	--------

③ 新たな科学的なリスク評価方法の確立  
(*in silico* 手法を用いた評価方法の確立に関する研究)

インビボ毒性試験成績のデータベース化とそのインシリコ解析・評価への応用に関する研究	吉成 浩一	静岡県立大学
---	-------	--------

(食品添加物による健康影響についての研究)

経管栄養食品等に含まれるセレン化合物の化学形態に着目したリスク評価及びバイオアベイラビリティに関する研究	小椋 康光	千葉大学
--	-------	------

④ その他  
(研究者からの提案に基づく研究)

血漿マイクロ RNA の発現変動を指標とした化学物質の新規毒性評価系の構築・評価研究	横井 毅	名古屋大学
--	------	-------

(その他食品健康影響評価に資する研究・調査)

発生毒性試験における胎児形態異常に関するデータ収集と骨格変異の毒性学的意義に関する研究：フルシトシン誘発性過剰肋骨の発現機序からの考察	桑形 麻樹子	一般財団法人食品薬品安全センター 秦野研究所
---	--------	---------------------------

## 平成 27 年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価結果一覧

## &lt;平成 26 年度採択課題 (5 課題)&gt;

## ①化学物質関連分野

(胎児期・発達期の暴露に関する研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織	総合点 (20 点)	評価結果		
				研究の 妥当性 (5 点)	目標の 達成度 (5 点)	成果の 有用性 (10 点)
レチノイン酸の濃度変化を引き起して催奇形性を示す化学物質のスクリーニング法の開発と催奇形性発症の分子機構の解明	永田 清	東北医科薬科大学	11.4	3.6	2.4	5.4

## ②生物学関連分野

(病原微生物等に関する研究)

低水分含量食品中における食中毒細菌(サルモネラ、腸管出血性大腸菌)の菌数変動および生存確率予測モデルの開発(※)	小関 成樹	北海道大学	16.6	4.3	4.5	7.9
--	-------	-------	------	-----	-----	-----

(カビ毒・自然毒の特性解析に関する研究)

熱帯性魚類食中毒シガテラのリスク評価のための研究(※)	大城 直雅	国立医薬品 食品衛生研究所	15.5	3.9	3.9	7.8
-----------------------------	-------	------------------	------	-----	-----	-----

## ③自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野

(食品の摂取によるアレルギーに関する調査)

食品摂取により発症する新規アレルギー／アレルギー様反応に関する調査研究	柘植 郁哉	藤田保健衛生大学	12.4	3.5	2.9	6.0
-------------------------------------	-------	----------	------	-----	-----	-----

(研究者からの提案に基づく研究)

食品中ヒ素の代謝物ジメチルモノチオアルシン酸の発がん性に関する研究	鱈淵 英機	大阪市立大学	16.4	4.6	3.9	7.9
-----------------------------------	-------	--------	------	-----	-----	-----

## &lt;平成 27 年度採択課題 (2 課題)&gt;

## ③新たな科学的なリスク評価方法の確立

(栄養成分及び加工助剤についてのリスク評価方法の確立に関する研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織	総合点 (20 点)	評価結果		
				研究の 妥当性 (5 点)	目標の 達成度 (5 点)	成果の 有用性 (10 点)
栄養成分・加工助剤に関するリスク評価方法の確立に関する研究	梅村 隆志	国立医薬品 食品衛生研究所	15.5	4.1	3.9	7.5

(化学物質(特に農薬)のリスク評価に当たって必要となる試験の再検討に資するための研究)

香料の摂取量に関する評価方法の確立に関する研究(※)	佐藤 恭子	国立医薬品 食品衛生研究所	16.3	4.3	4.3	7.8
----------------------------	-------	------------------	------	-----	-----	-----

(注) 研究課題名に(※)を付した課題が研究成果発表会での発表課題である。

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成 29 年度）  
（平成 28 年 9 月 13 日 食品安全委員会決定）

食品安全委員会では、今後 5 年間に推進すべき研究・調査の方向性を明示した「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（ロードマップ）を策定し、食品健康影響評価技術研究事業及び食品安全確保総合調査事業の計画的・戦略的实施を図っているところである。

平成 29 年度において、研究事業については、別表に掲げる研究課題を継続する予定であるとともに、以下の課題を優先して実施することとする。また、調査事業については、研究事業との連携を図りつつ、食品健康影響評価に資する国内外の情報収集等について、以下の課題を優先して実施することとする。

## 1 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

### 1 研究事業

#### （1）薬剤耐性菌の特性解析に関する研究

家畜由来薬剤耐性菌のリスク評価に関し、プラスミド媒介性の薬剤耐性遺伝子について、食肉由来菌における当該遺伝子の出現実態、染色体変異による薬剤耐性の影響、多剤耐性グラム陰性菌への伝達頻度等を明らかにし、プラスミド媒介性の薬剤耐性のリスク評価に資する研究を実施する。

#### （2）食品に由来する人獣共通感染症等の原因微生物に関する研究

微生物等病原体（特にノロウイルス）による感染症について、感染経路において食品が寄与する割合や原因食品・食材別の寄与率を明らかにするなど、食品由来の感染症のリスク評価に資する研究を実施する。

### 2 調査事業

#### （1）薬剤耐性菌の特性解析に関する調査

食品等を介して国民が薬剤耐性菌にばく露する可能性及びその程度を評価するため、食品における薬剤耐性菌の出現実態を調査する。

## 2 健康影響発現メカニズムの解明

### 1 研究事業

#### （1）微生物・かび毒等による健康影響発現に関する研究

- ① 食肉等を介してヒトへ危害をもたらす可能性のある微生物等病原体（特にウイルス）を不活化するための加熱条件に関する研究
- ② モディファイドマイコトキシンの代謝と毒性に関する研究

## (2) 食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究

- ① 食品中のヒ素、鉛、水銀、カドミウム等のばく露量と健康影響に関する研究
- ② 我が国におけるビスフェノールAの健康影響に関する研究（特にヒトばく露に関する研究）
- ③ 食品中の汚染物質の生物学的モニタリングによるばく露量推定に関する研究

## (3) 食品を介したアレルギー発症メカニズムに関する研究

食品摂取により引き起こされるアレルギーの発症メカニズムに関する研究

## 2 調査事業

### (1) 食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する調査

- ① 食事試料や検体データを用いた微量化学物質のばく露量の実態に関する調査
- ② 食品中の微量化学物質・汚染物質による健康影響に関する調査

## 3 新たなリスク評価方法等の確立

### 1 研究事業

#### (1) *in silico*手法を用いた評価方法の確立に関する研究

評価の迅速化及び信頼性の向上を目指した定量的構造活性相関、カテゴリーアプローチ等の *in silico* システム構築に活用するため、これまでの食品健康影響評価結果のデータベース化及びデータベースを活用したケーススタディに関する研究を実施する。

#### (2) 確率論的評価手法に関する研究

決定論的評価手法に代わる方法として、評価の各過程から生じる不確実性を推定することにより、リスクを定量的に可視化する確率論的評価指標の導入に資する研究を実施する。

#### (3) 食品添加物（特に栄養成分関連添加物）の健康影響評価に関する研究

ビタミン、ミネラル等の栄養成分を強化する目的で使用される栄養成分関連添加物について、ヒトにとって栄養源であることを念頭に置いた評価方法を確立するための研究を実施する。

#### (4) 農薬の急性参照用量設定に当たって有用な試験の再検討に関する研究

農薬のリスク評価における、急性参照用量設定の円滑化のため、効率的な試験設計確立に関する研究を実施する。

（例えば、既存の試験の衛星群として単回投与試験や神経毒性試験を実施するなど。）

#### (5) 食品の器具・容器包装から溶出する化学物質の評価指針の確立に関する研究

器具・容器包装から溶出する化学物質（溶出物質）について、諸外国の評価方法等も踏まえ、ヒトに対するばく露量推定法及びリスク評価の方法等の確立に関する研究を実施する。

#### (6) アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究

アレルギー物質を含む食品に関する表示等の科学的検証を行うため、アレルギー物質を含む食品について、EFSA等の諸外国における評価方法及び評価結果の比較等を踏まえ、我が国に適したリスク評価方法を開発するための研究を実施する。

#### (7) 遺伝子組換え食品等の健康影響評価への次世代シーケンサーの活用に関する研究

近年、DNA及びRNAの塩基配列及び発現量の比較において、次世代シーケンサーを用いた解析手法が急速に普及しつつある。遺伝子組換え食品等のリスク評価を適切かつ効率的に進めるために、本手法の効率性、感度、精度等に関する研究を実施する。

## 2 調査事業

#### (1) 今後の微生物等病原体のリスク評価の検討に関する調査

微生物等病原体について、最新の知見の整理及び現状の課題を明らかにするため、国内及び海外におけるヒトへの健康影響に係る知見及びフードチェーンにおける対応状況とそのリスク低減効果等に関する知見について調査を実施する。

#### (2) 食品健康影響評価におけるばく露量に関する調査

食品健康影響評価におけるばく露評価のあり方を検討するため、国内外で導入されている食事から摂取される物質のばく露量を正確に推定する手法及び推定に必要な標準調理法、加工係数等に関する状況の調査を実施する。

## 4 その他

#### (1) 研究者からの提案に基づく研究

上記に掲げる研究課題以外の食品健康影響に関する基盤的な研究について幅広く若手も含む研究者からの提案を求め、その中から有用な研究課題を採択し、研究を実施する。

#### (2) その他食品健康影響評価に資する研究・調査

上記に掲げる研究課題の他、食品安全委員会が必要かつ緊急性があると認める課題について研究・調査を実施する。

## 平成 29 年度食品健康影響評価技術研究採択課題

## ① 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積

(薬剤耐性菌の特性解析に関する研究)

研究課題名	主任研究者	所属組織
コリスチン耐性菌の出現状況と特性解析に関する研究	田村 豊	酪農学園大学

## ② 健康影響発現メカニズムの解明

(食品中の微量化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究)

無機ヒ素ばく露評価およびその手法に関する研究	吉永 淳	東洋大学
------------------------	------	------

(食品を介したアレルギー発症メカニズムに関する研究)

食物アレルギーと経口免疫寛容の成立機序の違いとアナフィラキシーの発症機序から見たリスク評価	木戸 博	徳島大学
---	------	------

## ③ 新たなリスク評価方法等の確立

(アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究)

アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究	斎藤 博久	国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
-----------------------------------	-------	--------------------------

## ④ その他

(研究者からの提案に基づく研究)

試験管内プリオン増幅系を用いた「種の壁」の定量的評価のための研究	岩丸 祥史	国立研究開発法人 農業・食品産業技術 総合研究機構 動物衛生研究部門
----------------------------------	-------	---

## 平成 28 年度食品健康影響評価技術研究の中間評価結果一覧

## &lt;平成 27 年度採択課題 (1 課題)&gt;

研究課題名	主任研究者	所属組織	評価結果	
			評点 (5点)	継続の 要否
食事由来アクリルアミドばく露量推定方法の開発と妥当性の検討および大規模コホート研究に基づく発がんリスクとの関連に関する研究	祖父江 友孝	大阪大学	3.9	継続

## &lt;平成 28 年度採択課題 (7 課題)&gt;

研究課題名	主任研究者	所属組織	評価結果	
			評点 (5点)	継続の 要否
経管栄養食品等に含まれるセレン化合物の化学形態に着目したリスク評価及びバイオアベイラビリティに関する研究	小椋 康光	千葉大学	3.9	継続
インビボ毒性試験成績のデータベース化とそのインシリコ解析・評価への応用に関する研究	吉成 浩一	静岡県立大学	4.3	継続
食品用ペットボトルから溶出する化学物質の摂取量の推定に関する研究	尾崎 麻子	大阪市立 環境科学研究所	4.4	継続
有機ヒ素化合物による発がんメカニズムの解明	鰐淵 英機	大阪市立大学	3.4	継続
血漿マイクロRNAの発現変動を指標とした化学物質の新規毒性評価系の構築・評価研究	横井 毅	名古屋大学	4.0	継続
食肉由来腸球菌の抗菌性飼料添加物に対する耐性と多剤耐性伝達性プラスミドとの関係についての調査・研究	富田 治芳	群馬大学	3.9	継続
発生毒性試験における胎児形態異常に関するデータ収集と骨格変異の毒性学的意義に関する研究：フルシトシン誘発性過剰肋骨の発現機序からの考察	桑形 麻樹子	一般財団法人 食品薬品安全セン ター-秦野研究所	4.2	継続

## 食品安全確保総合調査課題一覧

### 【平成 28 年度実施課題】

調 査 課 題 名	
①	畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査（水産関連プロトコル作成）
②	アレルギー物質を含む食品のリスク評価方法の開発に関する調査
③	カンピロバクター属菌及びノロウイルスのリスク評価の検討に関する調査
④	清涼飲料水中の化学物質（六価クロム）の規格基準改正に係る食品健康影響評価のための情報収集・調査
⑤	動物用抗菌性物質の微生物学的影響についての調査
⑥	原材料に着目して料理を品目に細分化する手法等に関する諸外国の実態調査
⑦	次世代シークエンサーの活用状況等に関する調査

### 【平成 29 年度実施課題】

調 査 課 題 名	
①	畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査（水産関連プロトコルの試行）
②	海外における汚染物質等に係るばく露評価に関する実態調査
③	卵及び乳アレルギーに係る食品表示についての食品健康影響評価のための調査
④	食品健康影響評価及びその関連情報の検索性向上に関する調査

# 情報発信、意見交換会等の現状

(「平成28年度食品安全委員会運営状況報告書(案)」補足資料)

## [ 内容 ]

	ページ
1 様々な手段を通じた情報の発信 . . . . .	1
2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 . . . . .	2
3 関係機関・団体との連携体制の構築 . . . . .	3
4 学術団体との連携 . . . . .	4
(参考) 食品安全モニターに対して行ったアンケート調査結果 . . . . .	5

# 1 様々な手段を通じた情報の発信

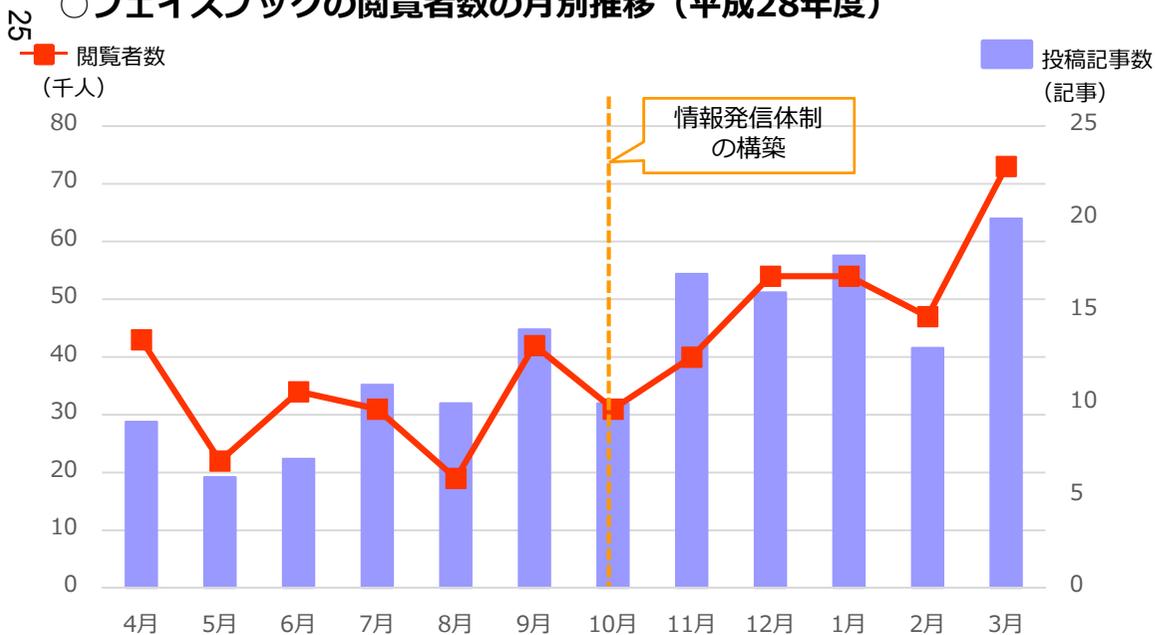
- フェイスブックによる情報発信は、その体制の構築以降（H28.10～）、投稿記事数、閲覧者数ともに大きく伸びている状況。今後は、フェイスブックのもつ情報ソースに「誘導する」役割も踏まえつつ、その戦略的活用を進めることが必要。
- 「視覚的に理解しやすい媒体による情報提供手法」（※）の一つとして、新たに食品安全委員会公式Youtubeを立ち上げ（本年5月内閣府承認）※平成29年度食品安全委員会運営計画

## ○フェイスブックの閲覧者数の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度
閲覧者数	10,310	139,762	411,810	490,246
「いいね」数	436	1,302	2,976	3,694

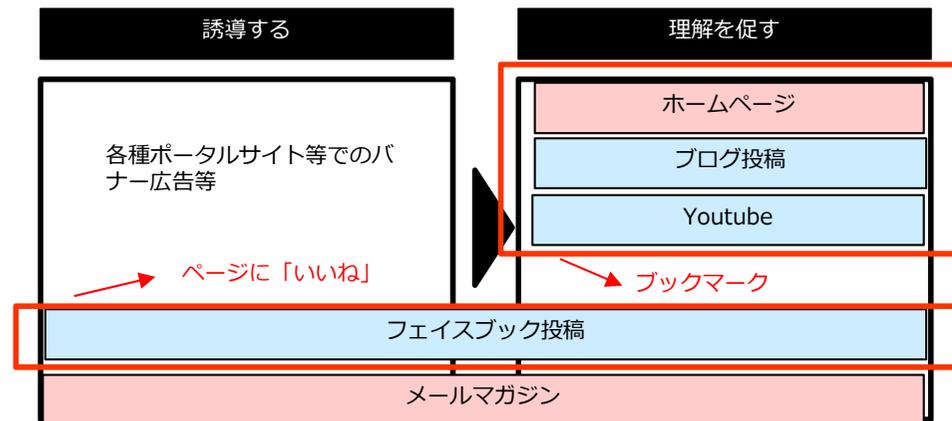
出典：情報・勧告広報課調べ

## ○フェイスブックの閲覧者数の月別推移（平成28年度）



出典：情報・勧告広報課調べ

## ○Webメディアの構造



専門家との勉強会（H29.3開催）資料に基づき情報・勧告広報課が作成

## ○内閣府食品安全委員会公式Youtube運営方針（抜粋）

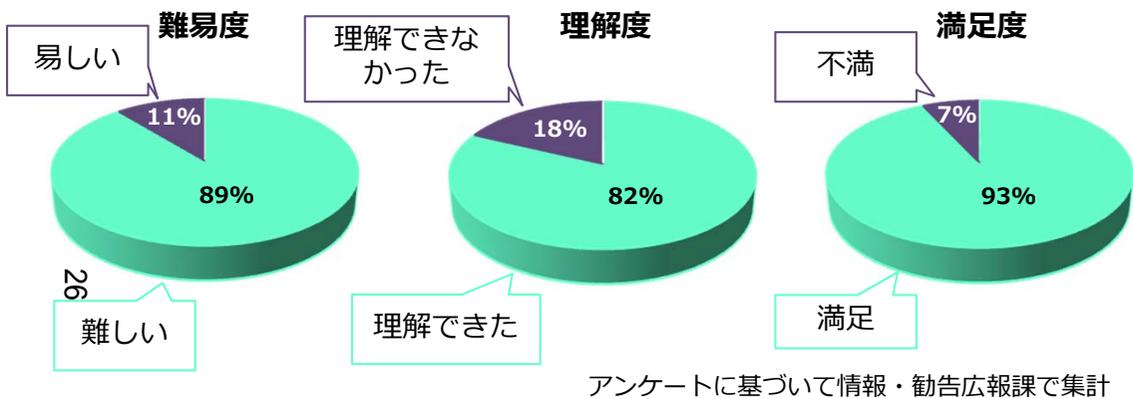
内閣府食品安全委員会では、食品の安全性に関する科学的な知識を深めていただくためにYoutubeアカウントを取得し、情報発信を行います。Youtubeアカウントを通じた情報発信にあたり、当アカウントの運営方針を以下のとおり定めます。

- 1 投稿内容
  - (1) 食品の安全性に関する科学的な知識の普及啓発動画
  - (2) その他食品の安全に関する情報
- 2 投稿者  
内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課

## 2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発（「精講：食品健康影響評価」）

- 「精講：食品健康影響評価」については、「加熱時に生じるアクリルアミド」をテーマとして開催（H29.3）。食品関係事業者を中心に120名以上が参加。
- 内容は専門性が高かったため、参加者の9割近くが「難しい」と感じた一方、「満足した」との評価も9割を上回った。
- 運営面については、机がなくメモが取りにくかったとの意見が多く、受講環境については大幅な見直しが必要。また、「ライバル企業の前では質問しにくい」などの声も聞かれたことから、質疑応答についても改善が必要。

### ○平成28年度 精講：食品健康影響評価の評価



### ○精講：食品健康影響評価に対する主な意見（ほぼ原文）

#### （講義内容）

- ・評価報告書を読んで理解しにくかったところが、今回の説明で理解できた。
- ・摂取量の推定のところが難解でした。
- ・膨大なデータ採取、解析法について、十分納得しました。
- ・評価方法の部分が少し難しかった。もう一度しっかり（評価書を）読みたいと思います。
- ・精講とはいえ、むずかしい。
- ・用語の意味を知っていれば分かることが、知らなければ分からない。

#### （運営面）

- ・個別テーマについて深く解説を聴くことができた。いろいろなテーマで続けていただきたい。
- ・メモを取りたいため机が欲しい（同様な意見多数あり）。
- ・説明時間をもう少し余裕をもって設定してほしい（同様な意見複数あり）。

### ○平成28年度 精講：食品健康影響評価の参加者構成

参加者の属性	
食品関係事業者	62%
食品関係以外の事業者	3%
一般消費者	4%
その他	31%

アンケートに基づいて情報・勧告広報課で集計  
\*その他には「マスコミ」「公務員」「学生」が含まれる

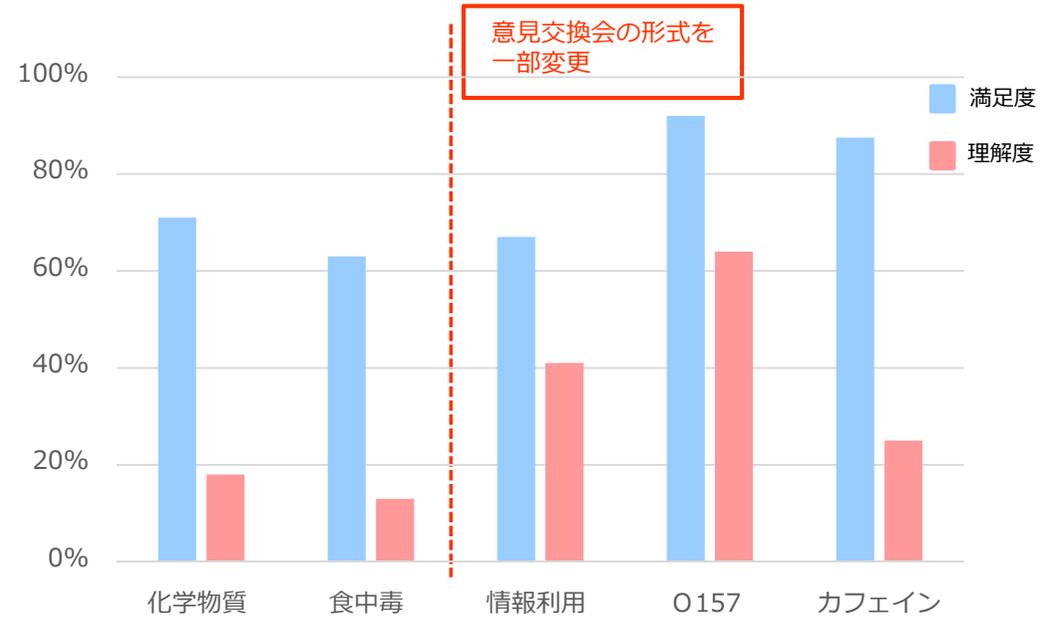
### 3 関係機関・団体との連携体制の構築（マスメディアとの連携）

○マスコミ関係者に対する食品安全に係る知識の普及活動は、「報道関係者との意見交換会」（2か月に1回開催）により対応  
 ○意見交換会の形式を一部変更した結果、満足度は向上したものの、理解度はテーマ等により変動。引き続き、意見交換会に参加するマスメディア関係者のすそ野の拡大を図るとともに、意見交換会の内容の充実を図る。

#### ○開催実績（直近5回）

開催月	テーマ
5	化学物質
7	食中毒
10	情報利用
H29. 1	O157と薬剤耐性菌
5	カフェイン

#### ○意見交換会の満足度、理解度



27

#### ○出席者内訳（29年度第1回：「カフェイン」）

	出席者数 (割合)
全国紙	8 (35%)
専門誌（食品）	5 (22%)
専門誌（農業）	
週刊誌	
ネットニュース関係	4 (17%)
雑誌・その他	6 (26%)
のべ人数	23(100%)

出典：情報・勧告広報課調べ

## 4 学術団体との連携

- 学術関係者との連携強化については、食品安全委員会委員等による講演等による学会参加、ブース展示を通じて実施。
- レギュラトリーサイエンスに関し、優れた研究成果のあった研究者については、その功績に報いるための顕彰制度（大臣賞など）を創設し、大臣表彰授与式を開催予定。
- 海外のリスク評価機関との連携は進展。一方、国内の大学、独立行政法人や地方自治体の研究機関等との連携が課題。

### ○平成28年度 食品安全委員会委員により講演を行った学会

日本毒性学会（7月2日）	愛知県
日本先天異常学会（7月30日）	兵庫県
日本食品微生物学会（9月15日）	東京都
日本防菌防黴学会(9月26日)	東京都
日本養護教諭教育学会（10月8日）	北海道
日本マイコトキシン学会（12月1日）	東京都
日本毒性病理学会（1月26日）	大阪府

出典：情報・勧告広報課調べ

### ○顕彰制度の概要

- 趣旨  
食品健康影響評価等の実施に当たっては、高度な科学的知見を持った学識経験者等の役割が大きい。一方、食品安全に関する表彰制度等が存在しない。このため、学識経験者等の貢献に報いるため、食品安全担当大臣による表彰制度を新設。
- 表彰対象
  - ① 食品健康影響評価事業の企画・実施に貢献した者（食品安全委員会の委員等）
  - ② レギュラトリーサイエンスを発展させることにより、食品健康影響評価・調査技術の向上等に貢献した者
  - ③ 科学的知識の普及に多大な貢献をした者

28

### ○平成28年度 学会へのブース展示状況

PRION 2016 TOKYO（5月10日～5月13日）	東京都
ifia JAPAN 2016（5月18日～20日）	東京都
日本調理科学会（8月28日、29日）	愛知県
日本栄養改善学会（9月8日、9日）	青森県
日本環境変異原学会（11月17日、18日）	茨城県
日本毒性病理学会（1月26日、27日）	大阪府

出典：情報・勧告広報課調べ

### ○海外のリスク評価機関との連携状況

MoC締結	
2009/12	欧州食品安全機関（EFSA）
2010/7	豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）
2015/9	ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）
2015/10	フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）
2016/7	ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）

MoC：Memorandum of Cooperation（協力覚書）

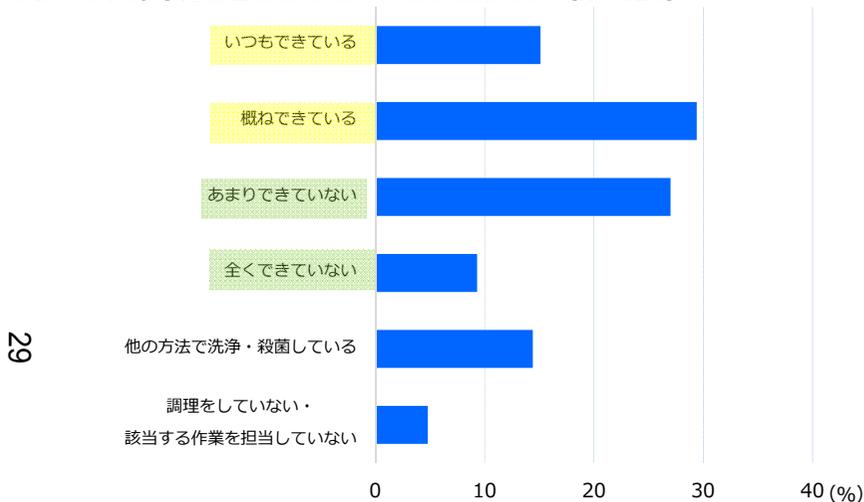


平成29年4月26日開催 国際会議

(参考) 食品安全モニターに対して行ったアンケート調査結果

- 食品安全モニターに対して行った「食品安全に関する意識等を把握するためのアンケート調査」(H29.2)において、米国食品医薬品庁(FDA)が定期的実施しているアンケート調査項目と同様の質問を設定。
- この結果、食中毒予防の三原則について、「生の肉や魚を切った後の包丁やまな板の処理」や「通信端末機器に触れた後、料理再開前の再手洗い」などで対応が分かれた。これら結果を参考として、本年度のアンケート調査の質問項目を設定予定。
- なお、食品の安全性に係る危害要因についてのアンケートでは、それまで上位であった「残留農薬」が順位を落とす。一方、「いわゆる健康食品」が順位を上げる結果となった。

Q:「下準備：生の肉や魚を切った後は、包丁やまな板を洗って熱湯をかけた後に使う。」について、あなたご自身ができているかどうか。(n=418)



29

「残留農薬」を不安に思う食品安全モニターの割合は、調査開始時は9割近くあったが、減少傾向で推移し、28年度は調査会誌以来、初めて50%を下回る結果となった。

○ 「とても不安である」「ある程度不安である」の合計の割合上位7位

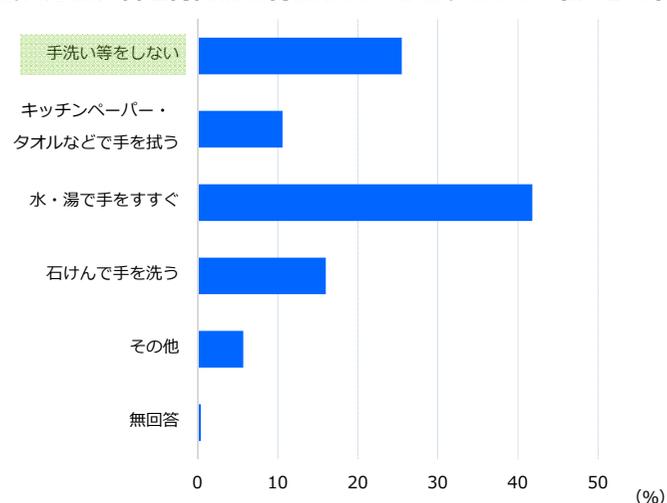
年度	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
28	食中毒等	いわゆる健康食品	かび毒	薬剤耐性菌	放射性物質	アレルギーとなる物質を含む食品	汚染物質
27	食中毒等	いわゆる健康食品	放射性物質	汚染物質	家畜用抗生物質	残留農薬	食品添加物
26	食中毒等	放射性物質	いわゆる健康食品	残留農薬	家畜用抗生物質	汚染物質	食品添加物
25	食中毒等	放射性物質	汚染物質	いわゆる健康食品	残留農薬	家畜用抗生物質	器具・容器包装からの溶出化学物質
24	食中毒等	放射性物質	汚染物質	残留農薬	家畜用抗生物質	器具・容器包装からの溶出化学物質	いわゆる健康食品

食中毒等：有害微生物・ウイルス等による食中毒

出典：情報・勧告広報課調べ

薬剤耐性菌：家畜用抗生物質による薬剤耐性菌

Q:通信端末機器に触れた後、料理再開前に再度手洗い等をするか。(n=263)



## 外国政府機関への訪問、専門家会合への参加等について

### (1) 外国政府機関への訪問

- 米国バイオ規制視察（米国）  
平成28年8月21日～28日【事務局】
- 台湾食品安全サミット（台湾）  
平成28年8月29日～31日【事務局】
- ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）主催フォーラム及びフランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）との意見交換（ポルトガル及びフランス）  
平成28年11月1日～8日【佐藤委員長及び事務局】
- 香港漁農自然護理署検査検疫部及び香港食物環境衛生署食品安全センターとの意見交換（香港特別行政区）  
平成28年12月11日～14日【熊谷委員及び事務局】
- 欧州食品安全機関（EFSA）との意見交換（イタリア）  
平成29年2月6日～16日【専門委員及び事務局】
- 米国食品医薬品庁（FDA）食品安全・応用栄養センター（CFSAN）との意見交換  
平成29年3月16日～19日【事務局】
- アイルランド食品安全庁及び英国食品安全庁との意見交換（アイルランド及び英国）  
平成29年3月25日～29日【事務局】

### (2) 国際機関の専門家会合への参加

#### ① JECFA/JMPR

- FAO/WHO合同残留農薬専門家会合(JMPR)不定期会合（スイス）  
平成28年5月8日～15日【吉田委員】
- 第82回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)（スイス）  
平成28年6月5日～17日【専門委員】
- FAO/WHO合同残留農薬専門家会合(JMPR)（イタリア）  
平成28年9月11日～26日【吉田委員、事務局】
- 第83回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)（イタリア）  
平成28年11月6日～19日【専門委員】

#### ② コーデックス

- 第48回残留農薬部会（中国）  
平成28年4月24日～29日【事務局】

#### ③ 経済協力開発機構（OECD）

- 農薬作業部会（フランス）  
平成28年6月28日～7月3日【事務局】

#### ④ その他

- EFSA主催ベンチマークドーズ法ワークショップ（ベルギー）  
平成29年2月28日～3月4日【専門委員、事務局】

### (3) 学会等への出席

- EUROTOX 2016 (スペイン)  
平成28年9月2日～7日【事務局】
- European Society of Toxicologic Pathologyワークショップ (スペイン)  
平成28年9月22日～26日【吉田委員】
- トキシコロジー・フォーラム主催ワークショップ (米国)  
平成28年10月23日～28日【専門委員】
- 米国毒性学会 (米国)  
平成29年3月12日～18日【山添委員、専門委員、事務局】
- 内分泌学会2017年学術年会 (米国)  
平成29年3月31日～4月4日【吉田委員】

### (4) その他

- 世界保健機関 (WHO) への短期派遣 (スイス)  
平成29年2月4日～3月13日【事務局】

海外研究者等の招へいによる国際シンポジウム等の開催

(1) 国際セミナー ～牛海綿状脳症 (BSE) と食の安全に関する科学～

(平成28年5月11日)

① 講演「英国におけるBSEの起源、過去及び現在」

講演者：英国動植物衛生庁 TSE部長  
James Hope

② 講演「変異型クロイツフェルト・ヤコブ病について」

講演者：エジンバラ大学 臨床脳科学センター 教授  
Robert Will

③ 講演「日本における牛海綿状脳症 (BSE) 研究」

講演者：東北大学 客員教授  
毛利資郎

(2) 第2回評価技術企画ワーキンググループ

(平成28年8月24日)

講演「米国食品医薬品庁 (FDA) におけるデータベース構築及びその活用について」

講演者：FDA 国立毒性研究センター (NCTR) 生物情報学・生物統計学部長  
Weida Tong

(3) 勉強会「食品及び器具・容器包装中の化学物質の健康影響評価に関する最新の知見について」

(平成28年11月17日)

① 講演「Food Contaminants and Chemical Brain Drain」及び「Perfluorinated substances: Risk assessment concerns」

講演者：ハーバード大学 連携教授  
Philippe Grandjean

② 講演「Exposure to endocrine disrupting chemicals through food in pregnant women」

講演者：南デンマーク大学 教授  
Tina Kold Jensen

(4) 調査報告会「原材料に着目して料理を品目に細分化する手法等に関する諸外国の実態調査」

(平成29年3月13日)

講演「Dietary Exposure assessments in Australia」

講演者：豪州・ニュー・サウス・ウェールズ食品基準機関 (FSANZ) 上席暴露評価官  
Tracy Hambridge

## 海外の食品安全機関等との連携強化

## 海外のリスク評価機関との交流

- ①ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）との意見交換  
日時：平成28年7月25日  
場所：食品安全委員会  
訪問者：所長
- ②ポルトガル経済食品安全庁（A S A E）との意見交換  
日時：平成28年11月4日  
場所：A S A E（ポルトガル、リスボン）  
出張者：佐藤委員長、事務局
- ③フランス食品環境労働衛生安全庁（A N S E S）との意見交換  
日時：平成28年11月7日  
場所：A N S E S（フランス、パリ）  
出張者：佐藤委員長、事務局
- ④A N S E Sとの意見交換（海産物のリスク評価について）  
日時：平成28年12月1日  
場所：食品安全委員会  
訪問者：食品安全検査部部長、リスク評価部副部長 他
- ⑤欧州食品安全機関（E F S A）との意見交換（毒性データベースと in silico 評価方法について）  
日時：平成29年2月7日～10日、13日～15日  
場所：E F S A（イタリア、パルマ）  
出張者：専門委員、事務局
- ⑥豪州・ニュージーランド食品基準機関（F S A N Z）との意見交換（暴露評価について）  
日時：平成29年3月14日  
場所：食品安全委員会  
訪問者：上席暴露評価官

⑦米国食品医薬品庁（FDA）食品安全・応用栄養センターとの意見交換  
（毒性データベース構築やその活用法等について）

日時：平成29年3月16日及び17日

場所：FDA（米国、ワシントン）

出張者：事務局

⑧アイルランド食品安全庁（FSAI）及び英国食品安全庁（FSA）との  
意見交換（微生物学的リスク評価について）

日時：平成29年3月27日及び28日

場所：FSAI（アイルランド、ダブリン）及びFSA（英国、ロンドン）

出張者：事務局